

午前9時55分 開会

○委員長（渡辺 俊君） おはようございます。定刻前ではありますが、皆様おそろいですので、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

現在の出席委員は23名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

本会議において当委員会に審査を付託された議案は、認定第1号から認定第15号までの計15件であります。

本日は、認定第1号 平成19年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

決算の審査に入る前に、市長からあいさつと、平成19年度胎内市観光事業特別会計予算において、ここ一、二年で収支の改善を図り、事業を遂行上に何か変更があった場合は逐次議会に報告すべきであると付されました。その概要についてあわせてご報告願います。

吉田市長。

○市長（吉田和夫君） おはようございます。決算審査特別委員会の開催に当たりまして、あいさつを兼ねまして報告を申し上げたいと思います。

議員の皆様にはご多忙中にもかかわらず、本日から3日間の日程で各会計の決算審査をお願いするわけではありますが、審査のほどよろしくお願い申し上げます。

ご承知のとおり平成19年度には合併して3年目を迎える年度であったわけではありますが、第1次胎内市総合計画に基づき、胎内市としての新しいまちづくりを着実に進める一方、人件費の削減や事業の見直しなど財政改革に取り組んでまいりました。今後も主要事業を実施しながら、引き続き財政健全化計画に沿った財政改革に取り組み、市民の皆様様に満足いただける行財政運営を図って行っていきたいと思っております。皆様におかれましては、このことをご理解いただいた上で、ご審議いただければありがたいと思っております。

それでは、平成19年度第1回定例会の予算審査特別委員会で附帯決議されました観光事業の収支改善策等について報告させていただきます。これまで皆様からホテルを始め観光施設などの運営について、さまざまな建設的な意見をちょうだいし、民間企業のノウハウの取り入れなど健全な運営を行うための方策を模索してまいりました。胎内市といたしましては、3つのホテルの経営診断、それと改善提案を含め胎内リゾート全体の活性化及び観光振興、地域活性化をよりグローバルな視点で調査、検討を進める必要があると判断し、平成19年6月に財団法人日本交通公社に胎内リゾート活性化方策に関する調査、検討業務を委託いたしました。同公社から胎内リゾートの方向性について、採算性を求められる施設については新しい経営組織を立ち上げて、職員の雇用を守りつつ経営主体を移行させる。それから、今後の経営と管理運営のあり方については、胎内リゾート全体の経営の問題と個々の施設レベルの経営、それと管理運営の問題等整理して検討を進める必要があるとし、施設の位置づけや性格などを勘案し、市営を継続すべき施設、指定管理者制度の導入が考えられる施設、独自の運営組織の設立が考えられる施設、それと休止が考

えられる施設という4つの管理運営方式で検討する2点が提案された旨、平成19年12月14日の全員協議会において議会の皆様に報告させていただきました。

本年度からは、公社から提示された胎内リゾート活性化調査検討業務報告書の内容を基本として、公社及び各専門家の方々と連携をとりながら、市の総力を挙げて取り組んでいるところでありまして、本年4月2日の全員協議会では胎内リゾート活性化マスタープラン素案と、その骨子となる胎内リゾート施設管理運営方針案を提示させていただきました。そのほか、市では3カ年で施設収支のプライマリーバランスの均衡を図るべく、選択と集中、それと本物の提供及び連携の強化という胎内リゾート活性化マスタープランの基本方針に基づき、施設の運営方針、データ分析、マーケティング、地域資源のブランド化、営業戦略等の課題について協議を進めてまいったわけではありますが、その結果について9月10日の全員協議会で、ロイヤル胎内パークホテルのプール施設を9月末に、胎内グランドホテルを来年1月12日に営業を休止すること及び胎内パークホテル及びニュー胎内パークホテルについては、新年度からグリーンツーリズムや会社、学校、それからスポーツ団体等の団体利用施設として活用変更すること、並びに平成22年度の新しい経営組織への移行に向けた新たな組織体系の構築等に関して報告させていただきました。

これらに関連する行政組織、条例等の改正は、12月議会に上程し、審議していただくことともに、2年度当初予算編成作業及び正職員、臨時、パート職員の適正な職場配置等の検討を進めてまいります。11月中旬までには、胎内リゾート活性化マスタープランの暫定版を提示したいと考えております。

このように胎内リゾートの運営手法に関しては、議会に対し逐次報告してまいりましたが、いずれにいたしましても胎内リゾートの再生には大きな変革が求められてまいります。この変革を着実に進めていくためにも、議員の皆さんを始め関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上が附帯決議がなされた件について報告いたしました。

皆様にはこれから長時間にわたり各会計の決算について審査をいただくわけではありますが、私どもといたしましてもしっかりとお答えしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○委員長（渡辺 俊君） ありがとうございます。

これより認定第1号 平成19年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。審査の進め方については、歳出、歳入の順に原則1款ごとに審査を行います。また、各款に共通する事項についての質疑は、歳出、歳入の各款ごとの質疑終了後に行います。採決は22日、付託案件の質疑終了後に行います。

なお、意見の聴取については各議案の採決終了後に行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより審査に入ります。お諮りいたします。歳出の第1款議会費及び第2款総務費については一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、一括して審査を行います。

それでは、第1款議会費及び第2款総務費について説明願います。

小林総務課長。

○総務課長（小林静雄君） おはようございます。それでは、認定第1号 平成19年度一般会計歳入歳出決算の説明について事項別明細書に基づき、歳出の主な内容について説明いたします。

それでは、最初に第1款議会費であります。95ページをお開きください。議会費の平成19年度の執行率は99.4%であります。主な歳出は、市議会議員の報酬及び市議会の運営に要する経費であります。

次に、第2款総務費、99ページをお開きください。総務費全体の執行率は98.1%であります。1目一般管理費につきましては、136人の区長報酬ほか職員の給料、手当等に支出したものが主なものであります。

101ページをお開きください。2目電算管理費につきましては、14節使用料及び賃借料では電算システム賃借料及び住民情報システム賃借料等に支出したものが主なものであります。

また、103ページ、3目文書広報費、13節委託料では、市勢要覧作成費用が主なものであります。

105ページ、6目企画費、13節委託料では地図情報電算化、いわゆる統合型GISの整備費に要する経費であります。

107ページ、7目財産管理費におきましては、庁舎の管理に支出したものであります。また、109ページ、15節工事請負費では、庁舎空調設備改良工事の経費であります。

110ページ、8目交通安全対策費では、19節負担金補助及び交付金のチャイルドシート購入補助金では2分の1の補助で1万円を限度として、113件分に支出されたものの金額でございます。

同じく111ページ、9目支所費の主な歳出は、15節工事請負費の黒川庁舎改修工事が主なものであります。

113ページ、12目諸費の15節工事請負費で十二天菅田間と宮瀬鴻ノ巣間のほか、防犯灯38基の設置費でございます。また、19節負担金補助及び交付金では防犯灯設置補助金が26カ所と防犯灯補修補助金が55カ所の経費であります。

121ページでございます。3項選挙費では、4月に行われました県議会議員一般選挙並びに7月の参議院議員通常選挙の経費であります。

以上で第1款議会費及び第2款の総務費の説明を終わります。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第1款議会費及び第2款総務費について質疑を行います。ご

質疑願います。

小林委員。

○委員（小林兼由君） おはようございます。項目にはないのですが、ちょっと参考までにお聞きしたいと思うわけですが、四、五年前ですか、行政改革により長期計画を立案して、それで13事業、また総事業費562億5,300万円ということだったのですが、それらの進捗率はどうなのかということと、それは順調に推移しているのか、それとも方向転換された部分もあるのか、その辺お聞きします。

○委員長（渡辺 俊君） 総合政策課長。

○総合政策課長（佐藤茂雄君） おはようございます。よろしく申し上げます。

今のお話は、新市建設計画でございますか。新市建設計画につきましては、順調に推移してございます。そのほかこの事業につきましては、補助金、起債の関係ばかりでなくて、合併特別交付金の5億円、それから地域づくり資金貸し付け等も入って、総合的な中で事業を展開してございます。今事業の進捗パーセントは、済みません、後でちょっと出させていただきますが、順調に事業をやらせていただいております。

なお、今年度から3年経過したということもございまして、事業の中には補助金がなくなった事業、そしてまた状況が変わってきた事業もございまして、今年度見直しというようなことも含めまして、今地域の方、住民の方も入っていただいて検討をしている段階でございます。事業全体について、今見直しを図ってございまして、支所のほうに、黒川の事業につきましては黒川の地域審議会のほうに諮問をして、また全体の事業につきましてはここに立ち上げました審議会のほうに諮問をして、今現在検討していただいているという状況でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員に申し上げます。これは、19年度決算ですので、それ以外はここの答弁はご無理かと思っております。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 106ページの地図の情報の電算化ということで、19年度が6,800万円ほど予算計上してやったということなのですが、この事業で市民はどんなメリットがあったのでしょうか。あとその職員のほうがどういうふうな形で6,800万円使って仕事が楽になったとか、人間が減ったとか、そういったメリットはどのようなふうな形であらわれたのか、お願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 総合政策課長。

○総合政策課長（佐藤茂雄君） お答えします。

19年度でGISが完成して20年度から総務課のほうに移管をした事業でございますが、19年度につきましてはいわゆる空中写真データが一番大きい経費でございました。そのほかに上下水道台帳、道路台帳、都市計画データ、それぞれのものを中に入れて事業をやったわけでござい

ますが、これが住民の方々にどう出てくるかという部分につきましては、やはり今までの上下水道の台帳がペーパーであったのからこういう電子データに変わったわけでございますので、すぐいわゆる埋設の場所がわかるということとか、いろいろな形の中で庁舎内の事務については簡素化が少しこれから図られるのではないかなと思っております。

空中写真データにつきましては、非常に今までない空中からの写真が今度出てまいります。これを今度いかにデータを住民の方に見ることができるのかということのをこれからやはり今立ち上がりましたので、検討してまいるというようなことで、まだ現在住民の方にこれがすぐ使えるというような形ではありませんで、これからどのような形で住民の方々に使えるのかということを検討していくということで、お願いをしたいと思っております。非常に地域の方にしてみると、空中データと、それから地域地図が一緒になって入っておりますので、非常に便利に、見てみたい、使いやすい形になるのではないかなと思っております。なお、準備やっけていまして、ホームページには12月に公開をしていきたいという今予定であります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 今答弁いただきましたけれども、なかなか住民もあまりよく理解していないような、今形だと思います。特に今回6,800万円も使ってやって、市民があまりメリットが今回はないのかなと、実際は今話もありました下水道課あたりが恩恵を受けて作業が楽になるよということなので、ぜひそういうふうな形で市民がではなくて、全体の市の予算が削減できる方向でいま一度考えていただいて利用していただきたいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 須貝税務課長。

○税務課長（須貝吉雄君） ただいまのGISの件でございますけれども、私ども税務課でも大変利用させていただいているわけですが、いわゆる先ほど説明ありましたように航空写真、そしてその地形図ですか、それを大変住民が直接何か場所をちょっと地番わからないのだなというふうなことで、図面もらいに来るとはすけれども、その航空写真を見せると非常に喜んで、こんなすばらしいあるのだね、できたのだねということで、大変喜んでいっておりますので、報告させていただきます。

○委員長（渡辺 俊君） 総合政策課長。

○総合政策課長（佐藤茂雄君） 先ほど保留しました新市建設計画の進捗率でございますが、19年度で22.8%ということで、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 112ページの一番上のチャイルドシート購入補助金、先ほどのお話ですと、19年度は113件の対象があったというふうなお話ですが、一応これ教えてもらいたいのですが、チャイルドシートというのは例えば長男が生まれて、2年後に次男が生まれたと、そういうときというのは生まれてすぐではないにしても、そういうのというのはお古でもってずっと回してい

くものなのか、傾向としてはその子に対して常に1つは1つというふうに回されるのか、大体補助金を出していれば、あ、この人は二、三年前に来たねとか、そういうのわかると思うのですが、傾向としてはどうなのでしょうかねというのが1点。

それと、もう一つは防犯灯、116ページ、防犯灯の設置工事、これ何基つけたというのは別の説明書でわかるのですが、これは集落要望とか、あるいはその要望に対しての設置というのはどのぐらいのパーセンテージになるのか、要望をすべてクリアしているのか、その辺も含めてお願いします。

もう一つ、前後しますが、106ページの企画費の中に報酬、この女性政策推進委員会委員報酬とか行政改革推進委員の委員報酬というのがありますが、これ予算に対して半分以上が不用額で出ています。この女性政策委員会というのは、どういう活動内容されていて、どういうふうに内容が反映されているのか、今後ともずっと委員会を立ち上げて継続していくのか、その辺についてお伺いします。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 1点目のチャイルドシートの件でございます。このものについては、当然ながら道交法に設置義務を科せられているものでございますので、子供さんが例えばこたしが生まれ、また来年、また来年、再来年2人目が生まれたといっても、子供1人に対しての設置ということでございます。それに伴いまして、この補助金も1万円を限度として、申請があれば補助をしているというのが実態でございます。

第2点目の防犯灯の関係でございます。このものは、先ほども申し上げましたとおり市が管理している防犯灯というのは、あくまでも集落と集落を結ぶ、そういうところの安全、そういうものの観点の中で設置をしているところでございます。このものについては、極力各集落のほうから要望があれば、予算の範囲内で設置をやっているのが現状ということでご認識願いたいと、このように思います。

第3点目の女性政策推進委員会の委員報酬ということでございます。このものについては、10人がこの委員となっております。年3回開催をされております。ちょっと委員のそういうもののメンバーというか、そういうものに対しては今ちょっと資料持ち合わせないし、それから今後どういうふうに展開していくというのもちょっと今資料ございませんので、後ほど回答させてもらいたいと、このように思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） チャイルドシートなのですが、1人に対してというのはわかるのです。傾向として、例えばまだ丈夫だとか、きれいだとか、新たにまた1万円の補助をもらうよりは、前の子のやつをそのまま使ってもいいのではないかというのもあると思うのだ。その辺は、おい、

まだ出したばかりだからあるだろうというのは、行政のほうから言えない面もあるのだけれども、傾向として例えばお古を使うとか、そういうのも把握はしていないと思うのだけれども、果たしてする必要はあるかどうかもあるのだけれども、そういうのは傾向としてどうなのだろうなというのが私の質問だったのです。大体それはわかりました。

それと、もう一つは防犯灯、この防犯灯も地域の要望があれば設置したり、川又さんが後ろにいるからわかると思うのだけれども、地域の管轄外のところというのはあるよね、外というか、これはどこの集落で、それこそ管轄しているのかというのは、非常に境になってわからないところ結構あるのです。たまたま去年の決算だったかな、予算だったかな、そういう話したときに、全部それチェックしていますかと、球切れになったり、それこそそのもの自体が腐食したり、全然使いものにならないのも結構あるのではないですかと言ったときに、すぐ調査したのだ。すべて直したような状況になっているのだけれども、そういうのというのは定期的にチェックとか検査しているのか、あるいは要望が来るまではそのままにしておくのかというのを、まずお聞かせ願いたい。

それと、女性委員会という、女性委員会だけではないのです。行革と女性の部分でもって予算計上され、決算が出ているわけだ。そうすると決算そのものは、要するに執行の予算よりも不用額が倍以上も落ちているわけです。20年度の予算見ていないので、何とも言えないところもあるのだけれども、例えば女性委員会であれば、3回この委員会を開催したというのは、定期的に委員会を開催するというふうな内容なのか、何か案件があればその都度委員会を開催して審議しているのかということをお聞きしたかったのですが、これは後で結構です。よろしくお願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 今ほどの防犯灯のチェック機能ということでございます。あくまでも防犯灯ということでございまして、これが日中明るいときついている代物でございまして、職員も当然ながら夜すべて巡回をすることもちょっと不可能ということで、各区長等の中で調査というか、そういう故障とかふぐあいが生じたら速やかに係のほうまでご連絡いただきたいというふうに、区長等のほうにお願いしているわけでございます。今後はやはり今ほど議員がおっしゃったとおり、やはり何らかの格好で年1回かそのぐらい、時期を見計らいましてやはり点検をするものも必要かなと、こういうふう考えております。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 112ページの自動体外式除細動器の件なのでございますが、その設置した場所の件数と、将来どのくらいの充足率を執行部では考えているものなののでしょうか、お教えいただきとうございます。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） このAED、これ支所のほうに昨年1カ所つけさせてもらったということでございます。今後は、庁舎のほうのものについては、本庁のほうには1階の市民窓口のところにも設置しているという中で、やはり観光施設のほうのスキー場とかのところにも導入しているわけですが、その辺、例えば閉鎖の時期には本庁並びにやはり公の施設等に持ってきて活用したいというふうに考えているというところでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 学校関係のほうの充足はどうなっておりますか、将来やはり考えているのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 河内学校教育課長。

○学校教育課長（河内理助君） 学校のほうについては、今現在小学校1校ついております。それで、今回の補正ですべての小中学校、それから幼稚園にお願いいたしました。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 先ほど渡辺委員のご質問で保留させた答弁でございますが、女性政策推進委員会というのは何ぞやというようなことでございますが、このものについては胎内市女性行動計画に盛り込む計画の推進を検討するという中身の委員会ということでございます。委員は、ちなみに10人というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 104ページ、文書広報について、ちょっといろいろお聞きしたいと思います。

ここでは、市報たいないの内容が主な内容だと思うのですけれども、まず市報たいないについては印刷製本は発注に当たっては、これは入札なのかどうかというのが1点。

それから、市勢要覧をつくったみたいですが、これは何部つくったのでしょうか。我々議員は見たことないような気がするのだけれども。

以上。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 市報たいないの関係でございますが、このものについては見積もり、随契という格好で、4社、見積もり、随契で契約させてもらっております。

それから、先ほど申し上げました市勢要覧でございますが、本編につきましては2,000部、資料編については1,000部、ダイジェスト版について1,000部を作成いたしました。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） それで、その上にある広報の新聞折り込みというのは、去年と比べてもち



よっと増えていますけれども、これはどういう形で行われているのかというのが1つと、それと町内に入っていない世帯についての配布はというふうにやられているのか。

以上。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 広報紙折り込みの関係でございますが、虹ネットが年3回の5万8,290円、県民だよりが年4回の9万2,460円、こういうふうになっております。

それから、町内会に入っていない方々の配布については、私どものほうでメール便において直接発送させてもらっているというのが実態でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 区長を通さないで直接というのは、どれくらいありますか。

それから、虹ネットと県のものについては、歳入のほうで、では入っているのでしょうか。それもちょっと確認したいと思います。

それから、顧問弁護士料というのがちょっと目につくのですけれども、この内容について伺いたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） メール便については、今現在何件か、ちょっとまた後ほど回答させていただきます。

広報紙折り込み手数料については、歳入、64ページのところに県民だより配布委託金として歳入を計上させてもらっております。

それから、顧問弁護士委託料の関係でございますが、顧問料として毎月消費税込みの5万2,500円と、そして19年度におきましては関沢の熊倉さんの関係がございまして、その着手金、合計80万8,500円の支出をさせてもらったと、こういう経緯でございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第1款及び第2款の質疑を打ち切ります。

次に、第3款民生費について説明願います。

総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 入れかえのときに大変申しわけありません。先ほどの丸山議員のメールの関係でございますが、約50件ほどメールで発送しているということでございます。

以上でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務課長（小林静雄君） 補足させていただきます。その点については、区長さんもお承知かと、

このように認識しております。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、執行部交代いたしましたので、第3款民生費についてご説明願います。

坂上健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） おはようございます。お待たせしました。それでは、私のほうから第3款の民生費の歳出についてご説明を申し上げます。

歳入歳出決算事項別明細書 127ページからでございます。よろしく申し上げます。1項1目社会福祉総務費でございます。ここでは職員の人件費のほか、1節にございます委託料ではコミュニティーバスという運行でございまして、昨年同様乙地区並びに築地地区、いわゆる塩の湯温泉方面への運行をしているものでございます。また、19節では各種福祉関係団体への負担金、補助金のほか、集会所建設に伴います市の補助金につきまして支出をさせていただいております。昨年鴻ノ巣集落のほか4集落へ補助をさせていただきました。

次に、129ページをごらんください。下段の3目心身障害者福祉費でございます。心身障害者への各種事業経費でありまして、次ページにございますけれども、131ページのほうでございますが、1節にございます委託料では身体障害者の訪問入浴サービスを始め地域活動支援センターへの委託料、生活支援、それから生活サポート事業委託料等でございます。19節では、各福祉施設建設に伴います構成市町村の負担金の支出をさせてもらっております。続きまして、20節の扶助費につきましては、医療費助成や特別障害者手当、また各福祉施設のほうへの入所、通所の支援費でございます。2節の償還金利子及び割引料でございますが、これにつきましては負担金、補助金と前年度の精算分の支出をさせてもらっているものでございます。

次ページをお願いいたします。4目でございますが、老人福祉費でございますが、この中には毎年9月に開催させてもらっております敬老会の経費、それから老人福祉施設入所措置事業や老人に係る各種事業、また老人福祉施設への負担金、補助金でございます。13節の委託料にございます老人福祉施設入所措置事業委託料でございますが、これにつきましては、ひめさゆり、胎内やすらぎの家、あやめ寮の委託料でございます。

次ページの19節をお願いしますが、ここでは新発田地域老人福祉事務組合、またシルバー人材センターの負担金、それから新潟県後期高齢者医療広域連合の負担金、また老人クラブへの補助金等でございます。地域介護・福祉空間整備等補助金3,000万円とございますのは、医療法人愛広会が十二天地内に建設を進めてまいりました認知症対応型共同介護施設及び小規模多機能型の居宅介護施設整備に対する整備の補助金でございます。

続きまして、下段の5目でございますが、老人福祉施設費では13節委託料でございますが、ここでは旧黒川村のほうにございます、いわはら荘、それから栗木野荘、2カ所のデイサービスセンターの指定管理者制度によりますものでございまして、社会福祉協議会へ管理運営委託料とし

て支払いしているものでございます。

次ページ、6目でございます。高齢者センター費は、これにつきましても樽ヶ橋にございます有楽荘ということで、運営管理の予算でございます。これにつきましても指定管理者制度によりまして、管理運営につきましては社会福祉協議会にお願いしているものでございます。

続きまして、下段の8目でございます。介護支援費であります。ケアプランの作成を従来は民間事業所のみで対応しておったわけでございますが、事業量の増加や介護支援専門員1人当たりの担当件数の制約等がございます。ケアプランの作成を滞りなく実施するために、市でも居宅介護支援事業所を立ち上げ、ケアプランの作成に当たっているものでございます。この事業所につきましては、黒川支所のほうに事務所を設けてございます。そこで対応しているというものでございます。

続きまして、139ページの中ほどでございますが、2項1目児童福祉総務費でございます。8節の報償費では健康母子手当、続きまして20節の扶助費では、児童扶養手当、ひとり親家庭等の医療費助成金が主なものでございます。

同じく2目でございます。児童措置費でございますが、私立保育園と3法人に委託管理運営をお願いしてございます保育園の運営経費と児童手当の支出をさせてもらったものでございます。

続きまして、141ページでございますが、ここには職員人件費及び臨時、パート賃金、運営に係る需用費等でございます。

続きまして、143ページでございますが、13節で民間委託をしてございます。先ほど申し上げました、さわらび、ひだまり保育園、また樽ヶ橋にございます、きすげ乳児保育園への委託料、19節では、さわらび、ひだまり保育園、きすげ乳児保育園運営補助金でございます。一般運営委託料のほかに、パート賃金、延長、未満児保育並びに建設償還金等のものでございまして、20節の扶助費では児童手当の支給をさせてもらっているものでございます。

次ページをお願いいたします。下段にございます3項1目生活保護総務費でございますが、いわゆる福祉事務所に係る職員の人件費でございます。

次ページの2目に扶助費がございますけれども、これにつきましては生活保護世帯に対する保護費の支給でございます。昨年度におきます保護世帯の数は8世帯でございます。昨年同期と比較いたしまして3世帯の減でございます。就労開始等により増収された方が2名ございました。随時生活指導等とあわせまして、就労の指導や就労相談を実施しながら、自立に向けまして取り組んだ結果だと思っております。

4項1目は災害救助費でございます。災害弔慰金、5目では国民年金費で、職員人件費でございます。

以上で3款民生費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第3款民生費について質疑を行います。ご質疑願います。

鈴木委員。

- 委員（鈴木信雄君） 128ページですが、19節集会所建設補助金であります、これ場所はどこですか。
- 委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（坂上正昭君） 19年度に補助金を交付した場所でございますけれども、先ほど申し上げました鴻ノ巣の集会所の関係、それから黒川北町集会所、それから並槻の集会所の改修、表町の集会所の改修、新栄町の集会所の建設に係る、この箇所に対して補助金を交付させていただきました。
- 委員長（渡辺 俊君） 鈴木委員。
- 委員（鈴木信雄君） 鴻ノ巣なんて、もうつくってから何十年もなるのに、改修でもしたのだから。
- 委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（坂上正昭君） 集会所の改修ということで、その事業費の一部を補助をさせていただきますということでございます。
- 委員長（渡辺 俊君） 松井委員。
- 委員（松井恒雄君） 128ページに関係するのですけれども、遺族会の件なのでございますが、旧中条、旧黒川、合併して3年になるわけですけれども、慰霊祭を各地区ごとに今までやっているわけでございますけれども、戦後六十数年たって、だんだん該当される方が減ってきているということもございまして、今後慰霊祭を胎内市で一本化というような考えはないのか、その辺ひとつ考えがあったら聞かせてもらいたいと思います。  
それと、134ページ、これも敬老会の話なのでございますけれども、敬老会も2カ所でやっているわけですけれども、敬老会の場合は逆に対象人数が多いわけなので、とても1カ所にはできないわけですけれども、顕彰条例がございまして、7歳、8歳、それから89歳から98歳まで、それから99歳、100歳ということで、顕彰状と記念品並びに祝金が出ているわけでございますけれども、この長寿社会になりまして、日本全体を見ましても、ことしの場合には3万6,700人強の100歳以上のお年寄りがおられるということでございまして、そういう意味からすると100歳を超えたというのは、もう普通になってきているような現状にあるわけなので、顕彰条例の中で100歳以上、100歳になると20万円の祝金がもらえるわけでございますが、これをやはり100歳を一つの区切りとするような考えはないのか、それと89歳から98歳までの方にも10年間にこのところに当てはまる方々には祝金を出しているわけでございますけれども、これもできれば88歳から98歳の中で1回ぐらいは当てはまるというような格好に改正はできないのか、その辺検討されているのか、もしございましたらお聞かせ願いたいのでございます。
- 委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（坂上正昭君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

最初に、128ページのほうの下段にございますけれども、慰霊祭の件のご質問でございました。ご案内のとおり、合併前からそれぞれに遺族会がございまして、黒川地区、中条地区という形で遺族会がございます。最近は、遺族の方の減少等続いているわけでございますけれども、この慰霊祭の開催につきましてはご案内のとおり各地区の遺族会で開催をしているわけでございます。そのようなことで、合併の際にも遺族会の統合というような話も一部出たという話は聞いてございますけれども、黒川地区の遺族会の件につきましては樽ヶ橋の観音様の下に慰霊碑もございまして、そのようなこと等々もございまして、いまだ一つにはなっておらないわけでございます、それぞれの地区で今現在も分散でやっているということでございます。今ほど委員さんのほうからお話のとおり、当時からの経緯、経過がございまして、人数の割に経費関係にも相当差があるということも事実でございます。そんなことで、ようやく合併後3年を経過したわけでございますので、このたび平成20年度の慰霊祭を終わった際に、実は遺族会の役員の方にもそのお話をさせていただきまして、できるならば次年度以降1カ所で統一した中で、市の慰霊祭として実施をできないかというようなお話をさせてもらってございまして、役員の方には話を伝えてございまして、役員サイドでは前向きにやりたいというようなことで、慰霊祭については検討してございます。

続きまして、134ページにございます敬老会の件のお話でございます。今ほどお話しのとおりでございます、敬老会に際しましては、敬老会の敬老につきましてもの顕彰条例がございまして、これにつきましても、合併時におきまして両町村の制度を調整して今の制度に至っているというふう聞いてございますけれども、ご案内のとおりこの内容を見ますと、県下のほうでもかなり手厚い制度というような形で支給しているのが現実でございます。こういう世態でございますので、合併後3年も経過したことでございますので、ご指摘の点十分に今考えてございまして、現在市におきましても各種事業の見直し等も行っているところでございますので、今ほどの件でございまして、限られた財源でございまして、これらを有効活用することも前提でございますけれども、必要なところにお金が回るような形で、また関係の皆様とも協議をしてみたいと、このように考えてございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺 俊君） できれば、19年度に限って質問していただきたいのですが、よろしくお願いたします。

○委員長（渡辺 俊君） 鈴木委員。

○委員（鈴木信雄君） 今慰霊祭の話出ましたので、ついではあればなのでありますが、私の19年度で、とりあえず去年の話なのでありますが、去年の慰霊祭は、ことしは神式で観音様でやりましたけれども、去年は仏式でありましたので、お寺の方丈様連中でありまして、どうもお経があまり短いものですから、本当の意味で慰霊になったかどうか疑問をしたのでありますが、包みがちょっと少なかつたためにお経短かつたのかなというような、私感じもしたのでありますが、大

体一人頭どのくらい包んだものですか。

○委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） 今ほどお話しのとおり、お経が長いか短いかはちょっといろいろあるところでございますけれども、これのお払いしてお願いしているものについては、お一人について7,000円ほど、ちょっと安くて短いのかもしれませんが、7,000円のことでひとつお願いをしているものでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺 俊君） 花野委員。

○委員（花野矢次兵衛君） 134ページの委託料、塩の湯温泉の委託料なのですが、これ指定管理者制になっていると思いますが、これからいろいろな施設で指定管理者という制度を採用していくと思うのですが、この場合まず650万円と金額を決めているのは、これはやはり契約年数みたいなものがあるのでしょうか。あと客の入り込みとか、そういう関係でいろんな観光的なあれですから、情勢が変わると思いますが、その都度650万円というのは見直すのでしょうか。例えば塩の湯温泉でことしの話だったか去年の話だったかわかりませんが、きょうは客が入らない、少ないということで、電気消すとか冷暖房をちょっと控え目にするとか、経営ですから客が少なければやはり節減するのが常識だと思います。ただ650万円で十分収支とんとんで、委託者もやっていけるのかをまず一つ聞きます。

次ページの塩の湯温泉の借地料136の上段になりますが、去年より5万円ほど借地料上がっているのですが、これ用地が増えたのか、何かやったのか、お伺いします。

あと142ページの毎年私質問するのですが、2項の児童措置費の2番の給料と、それから7番の賃金なのですが、職員が去年から見ると2人減で、賃金のほうは逆にパート賃金は340万円ほど上がっております。これはやはり保育園は正職員保母さんだと思いますが、そういうのは採用しなくて、これから臨時、パートで対応していくというあれでこのような結果になっているのか、お聞きいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 天木観光課長。

○観光課長（天木秀夫君） おはようございます。最初の塩の湯の関係でございます。650万円の委託料でありますけれども、これにつきましては当初指定管理者と委託を前提とした中で、収支、その以前は旧中条町でやってきたわけですが、その収支状況を見込みまして、それで低料金でお客様に利用してもらおうということもあります。そういった関係で、契約の中で650万円というものを設定させてもらったということでもあります。

それから、地代の関係でありますけれども、これは毎年上がっているのは固定資産税相当分、これが課税標準額が上がっていると、その固定資産税相当分含めた賃料になっているものから、年々上がっているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長(坂上正昭君) 142ページの件でございます。児童措置費の関係でございます、今ほどご指摘のございました給料関係で、職員の数が事実減っておりますし、その関係等々もございまして、賃金等が増えているわけでございます。ご案内のとおり、少子化の時代でございますけれども、やはり保護者におきましては特に最近目立つのでございますが、未満児の皆さんの預けていただく数が非常に増えてございます。その関係、それからやはりお勤めの父兄がございまして、延長の保育の関係等もございまして。それから、土曜日の保育関係も増えてございます。そのような関係で、今お話しのとおり、正規の職員が減っているのが事実でございますけれども、それらの補充とあわせて、それら今申し上げました延長であるとか、土曜保育であるとか、それから未満児に対する保育の関係が非常に多くなってございますので、いきおい賃金の関係が増えているということでございますので、ご理解をお願いします。

○委員長(渡辺 俊君) 花野委員。

○委員(花野次次兵衛君) 塩の湯の650万円の確認なのですが、これは幾ら行政が客が少なからうが何しようが、650万円で賄ってくださいと、あとどんな客が減らうが、一切市としては関係ありませんという方式で、650万円で賄ってくださいというあれなのですが、あくまでも。

○委員長(渡辺 俊君) 観光課長。

○観光課長(天木秀夫君) 契約に関しては、原則的に650万円で委託料ということであります。あと使用料、利用料ということで賄ってくださいと。ただ、備品関係、それから施設の老朽化に伴ういろいろあるわけですが、一応ある一定金額、たしか5万円を超えた場合は市のほうで対応させてもらうというようなことで、覚書を交わしているということでもあります。

○委員長(渡辺 俊君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(坂上正昭君) 申しわけございません。先ほど鈴木委員のほうから質問の中で、私お答えしましたお寺さんへのお支払いの件でございますが、これにつきましては直接市のほうからお寺さんのほうにお払いしているわけではございませんで、遺族会のほうに補助金としてお払いしてございまして、そちらのほうから支払いをさせていただいているものでございますので、ご訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○委員長(渡辺 俊君) 薄田委員。

○委員(薄田 智君) 140ページ、報償費の中の健康母子手当ということで、今回は375万円の支出があったよということなのですが、18年度を調べましたら315万円ということで、60万円アップしていると、この金額というのは、たしか第3子10万円、第4子15万円お祝金を上げるよという手当だと思っておりますが、議員の中ではあまり可能性ある人はいないと思うのですが、これは19年度は増えたのでしょうか、その手当の人が、その辺教えてください。

○委員長(渡辺 俊君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(坂上正昭君) 今ほどの健康母子手当ということでございます。今委員さんのお

話のとおり、3子以上の方で、お子様が生まれたという方につきまして支給しているものでございまして、19年度の支払いにつきましては36名の方に支給させていただきました。ちなみに、4子以上になりますと15万円でございますけれども、4子以上の子供さんを設けた方が3名ございました。そんなことでございますが、増えたかということでございますけれども、出生につきましては、そう増えていないわけでございます。ただ届け出の関係で支払いが年度またがるというものがあるわけでございますので、その際に数字が動く可能性でございますけれども、このような方で19年度につきましては36名でございます。ちなみに、18年度は38でございまして、ほとんど動きがないわけでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 138ページの地方改善整備費の中に、またこれ弁護士委託料がありますけれども、15万円、これは6回分だと思っておりますけれども、さっきの総務費の関係とは関係ないのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 先ほどの弁護士委託料とは、これは違まして、このものは年6回隔月でやっておりまして、1回を4人ということで、年6回24人を対象で、1回につき2万5,000円の法律相談を開催し、先着順から4人をやっているというような事業でございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 顧問弁護士と同じではないというふうに理解していいわけですね。

それで、どうせ同じ行政の中でやるのであれば、顧問弁護士料やここに出てくる弁護士委託料というのは、同じ弁護士でやれば顧問弁護士料は必要ないのかなという感じがするのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） この委託料の関係でございますが、このものは無料法律相談ということで、県の弁護士会のほうから派遣されてきている弁護士ということで理解を願いたいと、このように思います。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） そうすると顧問弁護士というのは何なのかという形もあるのですけれども、有事の際にお願いするということになるのであれば、顧問弁護士というのは要らないのではないかなという感じもします。これは意見です。

それから、戻って136ページですが、老人福祉費の中の19節負担金補助及び交付金の中の最後のところにある3,000万円がありますが、地域介護・福祉空間整備等事業補助金とその上の高齢者・障害者向けの52万5,000円の内容について伺いたいと思います。



○委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） 私のほうから後段にお話ございました高齢者・障害者向け安心住まいの整備事業補助金の52万5,000円についてご説明申し上げます。

これについては、改修に係るものに対して補助金を出したものでございまして、19年度2件でございました。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） それでは、136ページの19節の負担金補助及び交付金の中の一番最後の地域介護・福祉空間整備等補助金3,000万円の内容でございますが、十二天地内に建設いたしましたグループホームどっこん、それから小規模多機能の機能もございましてけれども、これは国庫補助金が同額入りまして、そして歳出のほうにも計上しているということでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 須貝委員。

○委員（須貝 繁君） それでは、児童措置費全体について、まず考えているのですが、12億7,000万円くらいの当初予算がおおむね2,000万円減額をして、12億4,000万円前後に減額されているわけですがけれども、いわゆる今人口増対策、それと今答弁にもございましたが、夜間幼児保育等についての市民の要望が極めて高いというような状況がこの会計決算を見ても見えるのでありますが、一方賃金が上がる関係の中で、消耗品ですか、142ページ、減額の大部分になるといいますか、1,000万円くらい減額がされているわけですがけれども、その辺のことによって人件費のところへ款内流用で対応したというふうにも考えられるのですが、それらの年度内における市民のニーズにこたえるための実態といいますか、それらをお聞きいたしたいと思えます。

それと、制度的に考えまして、この中でいわゆるなかよしクラブのもここで会計処理をしているわけですが、実態的には教育委員会がこれを所管しているのではないかと考えておりますが、私の認識が違っておれば大変失礼ですが、何かそのことによるいわゆる保育園における時間外保育、土日保育に対する要望、低年齢保育に対する要望と、このなかよしクラブの非常に利用が増えているという数年来の傾向を考えますと、どこかで組織的にもこの年度の中でちょっと検討することが必要だったのではないかと思います。その辺のところ、中条地区のものを今度陸上競技場のそばへ移転して、大規模にやって本条地区と中条地区のものを相互乗り入れをしているというような今年度の実態もあるわけでありまして、この19年度においてどういう対応をして、市民のそういうニーズにこたえようとされたかをお聞きいたしたいと思えます。

○委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） 全体の児童措置費の関係でございまして、今ほどご指摘のとおりでございまして、ここに不用額として2,800万円ほどの数字が出てきたわけでございます。これにつきましては、今ほどお話しのとおり、現在少子高齢化の中でも子供たちの育成支援というのが大事な部分でございます。児童措置費につきましては、保育園の関係等々が大きなわけござ

います。予算組みに際しましては、年度当初の入園希望の申し込みの推定数値をもとに今やっているわけでございますけれども、その中で先ほど一部委員さんのほうからもお話しございましたけれども、職員の減というような形で、それに伴いまして、賃金のほうで執行しているというような形の差額も当然あるわけでございまして、今ほど申し上げましたけれども、大変重要な部分でございますので、これら執行残が出たわけでございますけれども、需用費の消耗品でもかなり大きな数字が残ったわけでございますけれども、これらも十分当初予算のほうに、この形でございますけれども、別な形でも執行できるような形をまた今後も検討してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 須貝委員。

○委員（須貝 繁君） 答弁漏れあるような気もするのですけれども、いいでしょう。

それで、ちょっと私の勉強不足といいますが、もう忘れてしまった部分があるので、この際仕組みについてお聞きしたいのですが、いわゆる児童総務費も措置費にも関係してくるのですが、いわゆる項目的に言えば児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成、この医療費助成はさておきまして、そのほか児童手当、それと非雇用児童手当、雇用児童手当と、いろんな制度、仕組みがあるのですが、これらについて執行されているわけでございますので、内容的に説明いただければ勉強になりますが、いかがでしょうか。

つまりは、例えば児童手当の被用者分、非被用者分、特例給付分、非被用者小学校修了前特例給付というような項目がいろいろあって、そこに当然予算配分をされて執行されているわけですから、非常に一見重複しているようですが、当然法律に基づくものでありますから、重複しているわけはあり得ないわけで、これの運営に当たっての実態と申しますか、どんな取り扱いをこの年度において所管の課の中でやられているかということをお聞かせ願えればと思うのですが。

○委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） 今ほどの質問でございますけれども、今お話しのとおり児童手当の関係と、それから児童扶養手当というような形でございますけれども、根本的に児童手当の関係と扶養手当につきましては制度が違うわけでございまして、これらについては委員さんのご承知のとおりでございますけれども、児童手当につきましては3歳未満、3歳以上というような形の中での支給をしているわけでございまして、扶養手当につきましては別個でございまして、扶養者の関係で児童扶養手当というような形でこの制度の中でやってございますので、児童手当と扶養手当の関係は文言は似てございますけれども、制度的には全く違うというものでございまして、こういう区分をした中で支給をさせていただいているものでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 須貝委員。

○委員（須貝 繁君） 先ほどの答弁漏れのような感じというところでお聞きしたいのですが、いわゆるなかよしクラブが非常に各校区で対象になる父兄の期待が大きいという状況の中で、ここ

を当然今課長のほうからの説明、答弁でもありましたように制度上の関係でやむを得ないのだとは思いますが、これを社会教育のほうで多分実質的な担当しているのかと思いますが、学校教育と社会教育の接点、この問題についての社会教育と学校教育の接点、それから福祉との整合性といいますが、その辺のところをこの年度の中で何か改善する方法が必要ではなかったのかをお聞きして、答弁漏れの補充をお願いしたいと思いますが。

○委員長（渡辺 俊君） 教育長。

○教育長（小野達也君） 福祉との制度の関連というと、ちょっと私が発言する立場ではないのかというふうに思いますけれども、実態と、それから今後どうあるべきかというようなお話だけさせていただきたいと思います。

なかよしクラブについては、ご承知のとおり利用者増えております。そういったこともございまして、19年度は勤労青少年ホームのほうへ中条のなかよしクラブを移動させたというような、大きな変換期がございました。そのほか、夏休みのほう、これは今年度、19年度に基づいて今年度からということでありまして、夏休みのほうも各学校のほうで今、本来であると夏季休業中は19年度までは1カ所に集まってというような形をさせていただいたのですけれども、やはりそれでは間に合わない、非常に人数も多くなってきて、50人、60人規模を超えておりましたので、各クラブのほうで、学校のほうで開設しているなかよしクラブのほうで開設するというような変更点を持っております。

やはり根本的な解決ということになりますと、需要の大きい中条のなかよしクラブについて、やはり中条小学校等の大規模改修などによりまして、そういった場所を設けていかなければならないというふうに考えておりますけれども、非常にこれは耐震化の改修計画であるとか、もろもろのそういった他の学校の改修計画というようなものにも影響してくるおそれがありますので、この辺は慎重に検討を重ねていきたいというふうに思いますが、今回これは文科省の一つの制度として、放課後子ども教室というような事業に着手をしております。非常にまだこれは試行的なものでございますし、それから地域の皆様方にいろいろな面でお手伝いを、ご協力をいただかねばならないというような点がまだまだ整合性がとれていない部分がございますので、制度の違いはあれ、生涯学習のほうで今行っている。そういった放課後子ども教室、放課後子どもプランと大きな枠でそういうふうに言っておりますけれども、そういった可能性もあわせて検討をしているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（渡辺 俊君） 須貝委員。

○委員（須貝 繁君） 私も昨年の夏、いわゆるイリノイ会館で設置されていた利用状況を見せていただいたのですが、非常に障害のある方、それから単純に時間外のなかよしクラブに置いていただくという方、いろんなパターンの方が利用しているわけでございますし、一方制度的にもこれはたしか通達も今年度に入ってからか出たと思うのですが、70人を超えてはならないというよ

うな規模の規制も当然あるわけでございますので、教育的見地から対応するのか、福祉的な見地で住民ニーズにこたえていくのか、実際上のやり方として選択肢はいろいろあるかと思いますが、ひとつこういう制度に19年度の反省を受けて今年度以降も頑張っていたいただきたいと思います。が、答弁要りません。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、第3款の質疑を打ち切ります。

ここでしばらく休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、1時30分まで休憩いたします。

午前11時20分 休憩

---

午前11時30分 再開

○委員長（渡辺 俊君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、第4款衛生費について説明願います。

坂上健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） ご苦労さまでございます。続きまして、第4款の衛生費につきましてご説明を申し上げます。

ページでは151ページからでございます。最初に、1項1目でございますが、保健衛生総務費では職員の人件費のほかに、13節でございますほっとHOT・中条の施設の保守管理等の委託経費、また下段の19節でございますけれども、ほっとHOTのほうでやってございます休日診療所の負担金、めくっていただきまして、次ページでございますけれども、20節の扶助費では精神障害者への医療費助成と施設への通所にかかります交通費の助成を支出させていただきました。

同じく中ほどでございますが、2目の予防費でございます。ここでは、各種予防接種、休日におきます2次医療確保のための病院群の輪番制というのやってございますけれども、それにかかります運営費の補助の支出が主なものでございます。ちなみに、昨年度輪番制という形で私どもの加入しているこの地区では、県立の新発田病院、中条中央病院、豊栄病院という形で輪番制をやってございます。ご案内のとおり一昨年でございますか、水原郷病院、医師の大量退職というような形で、この輪番制の制度からは抜けてございます。

続きまして、155ページの第3目でございます。環境衛生費でございます。ここでは、高畑地内での油流出対応の経費、または側溝清掃作業の委託の関係の経費、それから水沢化学工業中条工場に起因いたします地下水汚染に係る土壌、地下水の調査の委託料のほかに、19節の負担金補助及び交付金では火葬場の広域事務組合負担金が主なものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。4目でございますが、母子衛生費でございます。乳幼児の健康診査、乳幼児医療費の助成関連の経費でございます。健康診査等をお願いしてございます医師の報酬や健康診査に絡みます委託料、それから乳幼児医療費の診査委託料でございますし、また20節の扶助費には乳幼児の医療費助成が主なものでございます。

同じく下段でございます5目でございますけれども、老人保健費でございます。老人保健法に基づく基本健康診査、これにつきましては新年度、20年からは特定健診にかわってございますけれども、19年度は従来どおりの基本健康診査という形の支払いでございましたし、健康教育、または各種がん検診、訪問指導、機能訓練等の経費を支出させていただいたものでございます。今ほど申し上げましたとおり、主なものは健診に係る報酬、検診検査料等でございます。昨年度の19年度の基本健診の受診者でございますけれども、4,701人ほどから受診をいただきました。40歳以上の受診率におきましては、胎内市全体で50.4%でございましたが、今後とも疾病の早期発見、また早期治療に結びつくようこれらの受診率の向上について努力してまいりたいと、このように考えてございます。今ほど申し上げましたけれども、20年からは特定健診という形で健診をしてございますけれども、今月の今までの健診の際に、まだ受けておられない方にもまた連絡をさせていただいて、今月末、それから11月初めでもまた追加の健診をしたいということで、受診率の向上を目指したいということでございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。2項1目でございますが、塵芥処理費でございます。ごみ処理の関係でございますが、13節ではごみの収集委託料、19節はごみ処理に係る広域事務組合等への負担金等でございます。

次にございます2目のし尿処理費については、下越清掃センター組合への負担金でございます。

以上で4款の衛生費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第4款衛生費について質疑を行います。ご質疑願います。

小林委員。

○委員（小林兼由君） 156ページのさっきの油、高畑ですか、これはまだ現在も出ている状態なのかということと、ある程度原因はつかめつつあるのか、全くわからないのか、その点いかがでしょうか。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） この問題につきましては、平成16年の中越沖地震のころからというふうなことでございますけれども、若干減るような傾向にあるかなというふうなことで、委託している方には聞いているのですけれども、まだ出ております。

それから、その原因ですけれども、これについても今までいろいろと調査したのですけれども、なかなかわからないままきいているというふうなことでございます。今もその状態でございます。以上でございます。

- 委員長（渡辺 俊君） 小林委員。
- 委員（小林兼由君） 委託されているわけですから、その出た油の処理は委託先で処分していると思いますが、その辺のことで、それと周辺、あそこら辺は田んぼですか、周辺の田んぼ等には被害が及ばないのか、その辺状況をお願いします。
- 委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） 油の件につきましては、後段の被害の状況ですけれども、それはためる施設をつくっております、そこから今度油の回収業者のほうにとりに来てもらっているというふうなことで、周りに与える影響というのは今はございません。
- 以上でございます。
- 委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。
- 委員（赤塚タイ君） 153ページの予防費の13節委託料で、個別予防接種委託料、これ65歳以上のインフルエンザの予防の補助金ですか。
- 委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（坂上正昭君） 今ほどご質問いただきました個別予防接種委託料ということでございます。この中には、いわゆる子供さんたちにやっております三種混合でありますとか麻疹、風疹の関係、日本脳炎等も入っておりますし、今ご指摘のインフルエンザの関係の予防接種もこの中に入っております。大きなのは、麻疹、風疹関係、それからインフルエンザ関係が大きゅうございます。
- 委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。
- 委員（赤塚タイ君） 65歳のインフルエンザ該当される方のほうから、インフルエンザの補助をまちから助成いただいて本当にこんないい制度はないよねと喜ばれているのですが、ことしの文書もさることながら、去年もたしか同じだったと思うのですが、料金は1,200円持ってくればインフルエンザの予防できますよというふうに文書書かれていて、私にすれば、では市のほうではどれくらい負担しているのだろうというのが一向に見えないという部分があって、ちょっと聞いたみたのですが、市のほうはどれくらい、どうも病院側のほうでいろいろ格差があるというふうなお話もあるのですが、お聞きしたいと思います。
- 委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（坂上正昭君） 今ほどのインフルエンザのご質問でございますけれども、ご案内のとおり個人の1,200円負担ということでございますけれども、今ほどお話しのとおり医療機関によって若干価格と異なりますが、これ保険診療でございませんので、違いがございます。私どもで聞いているのは、一般ですと3,200円から3,300円くらいのことで接種しているというふうなお伺いしております。
- 委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） では、3,200円から3,300円ほどで各お医者さんに投与していただけるということなのですが、そうすれば個人が1,200円持っていけば、そこのお医者さんによっては、市の負担がはっきりしていればあれなのですが、今度病院によっては市の補助が違うのかどうか、1,200円持ってくれば受けられますよという、こういうふうに書かれているのです。

○委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） 私、先ほどの答弁ちょっとお話ししましたけれども、ちょっとわかりにくい説明しましたけれども、1,200円と、先ほど3,200円、3,300円程度というお話ししましたけれども、合わせて3,200円に1,200円に足した5,000円程度のかかるということで、本人が窓口で支払うのは1,200円で、あとは医療機関のほうから私どものほうに請求来ます。それで、私どものほうから直接医療機関のほうにこの部分を医師会を通してお支払いしているということですので、いったん全部払って、後で返すのではなくて窓口で自分負担分だけを支払いしていただくと、このような形でお願いしているものでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） ありがとうございます。聞かれれば、今度私も住民の皆さんに答えることができますので、ありがとうございました。

それから、もう一点お伺いしたいのですが、155ページの環境衛生費の1節使用料及び賃借料とありますが、ここに不法投棄監視システム賃借料とありますが、これはどの辺に設置して、言えなくてもよろしゅうございますが、それが効果があったのかどうか、実際にそういう人を確認することができたのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） これにつきましては、河川の土手のあたりとか、あちこち移動させているわけですが、今庁内のほうに持ってきておりますけれども、今のところ検挙に至ったというところまではありませんけれども、それによりまして予防効果と申しますか、そういうものをねらった措置でございますので、ご理解お願いしたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） そういう意味では、今の現状に至るかもしれませんが、やはり監視カメラがありますよという立て看板があったら、高橋から入る村松へ行くアクセス道路にすごくコンビニの弁当のごみが捨てられていたのですが、監視カメラがありますよという、2つ看板があったら効果がありましたので、大いに効果のあるようお願いしとうございます。

○委員長（渡辺 俊君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 155ページの上から2段目のヒ素中毒の方々の医療費助成という部分なのですが、当初の予算については38万円、実際使ったのが20万円弱、不用額というのはその半分ぐらいの、予算の半分の18万円と、これはやはり予算に対して執行が半分だということは、医療費

の部分、理由というか、どんな理由でこの不用額が出たのか教えてください。

○委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） 今ほどのヒ素中毒患者の助成の関係でございます。ご案内のとおり執行額と不用額が半々くらいということでございます。今ほどのとおり認定者につきましては、現在34人ほどおられます。しかしながら、実際にこれによります被害といいますか、直接の医療機関に受診する方というのが実は昨年の場合9人ということでございます。しかしながら、これは認定をされている方でございまして、今現在はそういう医療機関のほうに受診するような状況ではございませんけれども、いつ何ときこういう形の中で、その医療機関のほうへ受診が発生することも予想されますので、これにつきましては従来どおりの予算をここに計上しているわけでございます。願わくば、こういう医療機関のほうに受診やらなくても結構だというような形で推移していただければありがたいというようなものでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺 俊君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 私も前にこの話一回聞いたことあるのですけれども、並木町というか、東本町の方なのですけれども、非常に今高齢になって、受診するのが新潟大学だということです。非常にやはり行くのが大変で、本来であれば受診したいのだけれども、行けない。今回の市の対応については、医療費だけの助成なのだと、交通費は全然見てくれないと、こういうふうな話がありました。これは、自分自身が悪くなくて、ほかの影響でこういうふうな被害に遭っていると、そういった方々に医療費だけだと、交通費も全然支払わないと、ちょっとやはり冷たいのではないかなと私自身は思ったものですから、それで、もう戻りますけれども、第3款の人工透析の人には30人いて、1カ月4,000円ぐらいの交通費手当を支給しているという状況です。そうであれば、やはりこういう人たちにも交通費的なものを助成する考えはあるのかないのか、検討されているのか、その辺お伺いします。

○委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） 今ほどのヒ素中毒に絡みます医療費助成のお話でございますけれども、ご案内のとおり先ほども申し上げましたけれども、通院される方、限られているわけでございますけれども、新潟大学だけでございまして、がんセンターであるとか、地元の橋本先生のところに受診されている方もございます。坂町病院のほうにも行っているというようなことを聞いてございます。今ほど委員さんのご指摘のとおり、この制度が始まって以来医療費の助成についてはずっと続いてきたわけでございますけれども、関係者が相当高齢になっているというふうなお話、またこういう昨今でございますので、交通費等々のお話、以前からもお話あったわけでございますけれども、今ご指摘のとおりでございますので、市のほうといたしましてもこれらの皆さんの便宜を少しでも軽減できるようにというふうな形で、10月より通院されているものにつきましては、公共交通を利用した金額で支給しているというふうな形で、今処理を進めてござ



いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 156ページの上段のつみ草サミットイベント事業補助金300万円ということで、これは健康増進や地域の活性化や観光振興を図ることを目的にということで、昨年実施されたわけですが、衛生部門と、これをグリーンツーリズムなどの観光のほうにもつなげることができる事業だと思うのですが、これを今後どう生かしていこうとしているのか、例えば地域のふれあいセンターなどにおける料理教室なんかで生かすとか、そういう何か具体的なこれを生かした取り組みを今後考えられているかどうか、お尋ねいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） 今ほどの質問でございます。19年度におきましては、皆様方からも大変ご協力いただきまして、全国山野草・つみ草料理まちおこしというような形で、当胎内市で実施させていただいたわけでございます。2日間にわたって実施したわけですが、延べ1,000人ほどにわたります皆さんからおいでいただいたという経緯がございます。今お話しのとおり、私どもは食を通した健康づくりというような形で、この事業に取り組んでいるわけですが、昨年の全国大会というのを踏まえまして、また従来のサラダ記念日というような名称で毎年やっているわけございまして、今年度も先般胎内のスキー場のロッジを会場にいたしまして、これらにまつわりますこうした事業を実施したわけでございます。ぜひ今ご指摘のとおり、この11月8日におきましては、今お話しございました観光との結びつき等も考えてございまして、観光の職員等々との協力も得ながら11月8日の土曜日でございますけれども、パークホテルのレストランのほうでこういうつみ草関係の料理を提供して地域おこしと、それから観光等々つなげていければと思って、今計画しているところでございますので、ぜひおいでいただきたいと思ひますし、また話が前後しますけれども、学校等でもつみ草料理等してほしいというふうな話で、今いろいろと計画を立てておりますし、各地区でもこれらつみ草を地域おこしにつなげるべく、いろんな面でこれからもやっていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 須貝委員。

○委員（須貝 繁君） 157 8、4項20節母子衛生の扶助費に関連してお伺ひいたしたいと思ひますが、予算は四千六百何がし、4,700万円くらい、それに対して約8%の不用額、300万円ちょっと出ているわけですが、こういうものはいわゆる乳幼児の医療費補助ということですから、非常に皆さん助かっていると思うのですが、300万円という不用額の範囲が予算と決算の中での許容範囲内であるのか、また何か特別な要因があって不用額を8%くらい発生したのか、それとあわせて個々の病気でございますから、個人単価は当然診療によって違うわけですからあれですが、レセプトから見るところのおおむねの件数というものをお聞かせいただきたいと思ひま

すが。

○委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） 今ほどの扶助費の話でございます。このたびここには2段に書いてございます乳幼児の医療費助成金、下段には子ども医療費助成金ということでございますが、ご案内のとおりこれにつきましては、平成19年度の年度中に制度が変わりまして、名称が変わったということで、10月以降こういふ名称になったわけでございますので、それを区分するために別々に書いたわけでございます。今ほどのお話のとおり、今ここに不用額出るわけですけれども、許容範囲かというような質問でございますけれども、やはりこれはお医者にかからなければ、丈夫であれば一番いいわけでございますけれども、それら個々に年度、年度によって違うわけでございますけれども、ちなみに19年度のこれの助成をやった総件数でございますが、延べで2万4,681件ほどのことで、皆様のほうに助成をしているというものでございますので、よろしくお願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第4款の質疑を打ち切ります。

次に、第5款労働費について説明願ひします。

川崎地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） それでは、労働費についてご説明をさせていただきます。

皆様のお手元のページ、163ページでございます。第5款労働費、1項労働諸費についてご説明申し上げます。1目労働諸費では、各協議会等の負担金であります。

2目勤労青少年ホーム費では、勤労青少年ホーム施設維持管理運営に係る経常経費が主なものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第5款労働費について質疑を行います。ご質疑願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第5款の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。昼食のため休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、休憩いたします。

午前11時57分 休憩

---

午後 零時55分 再開

○委員長（渡辺 俊君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

まずは、第6款農林水産業費についてご説明願ひします。

三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） どうもご苦労さまです。それでは、農林水産業費についてご説明申し上げます。

初めに、165ページ、1項農業費、1目農業委員会費では農業委員会の委員報酬と事務局運営に係る経費であります。

次に、2目農業総務費では、農林水産課及び農業委員会事務局職員に係る人件費のほか、15節で竹島地内の農研集会所の解体工事費及び大長谷地区農業集落排水施設の供用開始に伴う大長谷地区基幹集落センターの排水設備設置工事、19節で同じく大長谷地区農業集落排水施設の供用開始に伴う排水設備設置事業補助金で、旧黒川村の他農集排地区と同様の内容で、所有形態により2分の1及び3分の1の補助率での補助金というものであります。2節では、新潟フルーツパーク株式会社が施設整備を図るための増資であり、28節繰出金の貸付金1,540万円は新潟製粉の倉庫建設に伴うものであります。

それから、167ページ下段の3目農村環境改善センター費は、農村環境改善センターの運営及び維持管理費が主なものであります。

次に、169ページ、5目農業振興費では、8節報償費でグリーンツーリズム関係の各種研修会及び農業まつり、ワイン初飲み会等の講師謝礼であります。13節は長池公園の清掃等管理委託料及びチューリップフェスティバル会場の栽培管理委託料等であり、14節は長池公園用地の借地料であります。19節では、新たな部門での農業構造改善を図るための県単事業補助金及び中山間地直接支払交付金、農業経営基盤強化資金ほかの利子助成金、農業公社補助金ほか市の農業振興を図るための各種補助金が主なものであります。

それから、173ページ、6目農業活性化推進費では、植物人工バイオ施設及びフルーツパークの運営に係る経費で、13節の市営フルーツパークの管理委託料が主なものであります。

次に、7目地域農政推進対策費では、経営改善支援活動事業、地域農業システムづくり推進事業等に係る経費で、19節の担い手育成総合支援協議会補助金が主なものであります。

次に、175ページ、8目新山村振興等農林漁業特別対策費では、平成18年度から事業実施しておりますワイナリー建設のための管理委託料及び建設本体工事、醸造プラント工事、外構工事が主なものであります。

次に、9目緑の村施設費では、胎内パークホテル運営のための維持管理費であります。

それから、177ページ、10目フラワーパーク費では、胎内フラワーパークの管理運営に要した経費であります。なお、フラワーパークの19年度を通算しての入園者数は6,840名で、前年度比868名の増であります。

それから、下段の堆肥センター費では宮下地内にあります堆肥センターの管理運営費で、家畜ふん尿、家庭生ごみ等での堆肥の生産、製造を行い、胎内市全域に生産物を供給しております。

19年度の生産量は2,188トンで、前年度比27%の増であります。

次に、179ページ、中段の12目畜産業費では、地域特産品の生産、製造のため実施している黒毛和牛、黒豚、地鶏等の畜産団地及び採草地の管理運営に係る経費であります。

それから、181ページ、13目農地費では、ほ場整備事業、かんがい排水事業、湛水防除事業、農道整備事業等の事業推進及び維持管理に係る経費であり、15節工事請負費で菅田地内の排水施設整備工事、19節でほ場整備事業を始めとする各種県営事業の負担金が主なものであります。

それから、185ページ、14目国土調査費では、黒川地区内の地籍調査、測量作業及び市内全域の地籍図修正等に係る経費であります。

同じく15目鹿ノ俣発電所費につきましては、発電所の管理運営に係る経費及び各施設への配当分である繰出金が主なものであります。

それから、187ページ、16目バイオマスタウン構想推進費ではバイオマス事業推進のための経費のほか、13節委託料で新潟大学への変換技術実用化評価委託料、15節工事請負費で変換設備工事が主なものであります。17年度に採択されました国庫補助事業、3年目で事業最終実施年度ということであります。

次に、189ページ、林業費、1目林業総務費では、13節で松くい虫防除委託料、14節で荒井浜及び胎内平地内の生活環境保全林用地の賃借料が主なものであります。

それから、191ページの2目林業振興費では、木炭生産に係る経費のほか、大長谷地区の学校林、市有林の枝打ち委託料が主なものであります。

次に、3項水産業費、1目水産業総務費では職員の人件費等、2目水産業振興費では、15節で笹口浜地内の漁船けい留施設のしゅんせつ工事、19節で松塚漁港改修事業に対する負担金が主なものであります。

以上で農林水産業費の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第6款農林水産業費について質疑を行います。ご質疑願います。

小林委員。

○委員（小林兼由君） 172ページ、13節委託料並びに14節使用料、これ先ほど課長の説明で長池公園の管理費委託料と借地料ですか、長池、総体的には3町何がしと思うのだけれども、チューリップの作付場所とリップルの場所を除いた、本当に公園と言える場所はどのくらいあるのか、ちょっとお聞きします。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 長池公園全体としましては20ヘクタール、そのうちチューリップフェスティバル会場が4ヘクタール、その他リップルの直売所並びに周辺のヒマワリ等の植栽している畑等が約6ヘクタールということで、森林あるいは池というものについては約10ヘクター

ルございます。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 公園部分と言われるところは、10ヘクタールということですが、この借地料にしても、管理費にしても、かなりの額なわけですが、そこから見ると利用度がまるっきり見えてこないと、公園に利用しているというか、遊んでいるというか、そういう場所として大変利用されにくい環境なのか、何が原因しているのかわかりませんが、利用度がないのです。その辺どういうふうに把握していますか、課長。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 利用度の把握についてですが、原則的にあそこに管理人等を置いて調査を行っているという形はとっておりません。一般のトイレあるいは雑草、雑木の刈り取り等については、直売所リップルのほうに委託はしております。日ごろの人員管理等は行っておりませんが、あくまでも自然公園だということで、自主的に利用していただければというふうに考えています。

なお、今まであそこに長池公園の駐車場まで行く道路整備が進んでおりませんでした。本当の農道等を利用した中での進入路という形になっておりましたが、今工事を行っています築地・高橋道路が本年度で公園までは完全にできるという形になりますので、来年度以降今までより立派な看板で皆様方にアクセス道路から入っていただけるような体制もとれるのではないかなというふうに考えておりますので、PRについては道路整備がなされたと同時に今後進めさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） よくわかりましたが、それでどのような状況に変わっていくのかはちょっと予測できませんけれども、少なくとも費用対効果を高める努力をしなければ、最後には地元においてもあの民営は要らない公園だというような住民の評価というか、そういうふうになりかねませんので、公園へ行って課長たちも職員も状況を多少把握する努力はされていると思いますが、そちらの利用度を増す努力をさらにしていただきたいと願うわけですが、課長、何か新しい施策、秘策がありましたら、お聞き……

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 長池につきましては、ようやくその地域に自然環境が根差してきたということで、ことしも広報等でお知らせしましたが、ピンクと白のハスの花、多分泥の下に埋もれていたのがしゅんせつによってようやく開花してきたというような感じにもなっておりまして、カモ等も飛来するというような形で、以前の長池公園周辺は産業廃棄物、一般廃棄物のごみ捨て場で、非常に我々が近寄るのも嫌なような地域でありました。それがあのような形で整備されたということは、それらの環境保護の立場からはよかったのではないかなというふう

には感じておりますが、これらの借地料あるいは管理委託料等の問題もございますので、費用対効果を高めるために、今の自然がよみがえってきたということを市民の皆様方にも今後も十二分に周知していきたいと思っておりますし、先ほども申し上げましたような交通アクセスについてもお知らせしていきたいというふうに考えております。看板もその一つだというふうに考えておりますので、できるだけ市民の皆様が利用していただけるようにしていきたいと思っております。

なお、ジャパンエナジーの道路が本来あそこ使用できませんので、あの道路だけが使用できるという形になりますことをご了解いただきたいというふうに思います。

○委員長（渡辺 俊君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） 非常に長池の関係につきましては、これからの道路関係とか出てくるかと思っております。きのう、おととい、実は金沢市で全日本花いっぱい金沢大会がございまして、そのチューリップの場が全国表彰受けてきましたので、これからもまた充実するようにやっていきたいと思っておりますので、ご理解お願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 水澤委員。

○委員（水澤寅一君） 今公園の話が出ましたので、私も質問させていただきたいなと思っております。

ここに公園清掃等管理委託料 190万円ほどあるわけでありますが、この委託先はどちらなのか、また今小林委員からもあのままにしておく地元からも要らない公園になってしまうという警告がございましたが、私は高橋集落というのはちょうど 10軒ぐらいの集落だと思っております。公園の清掃管理の委託を地元集落にお願いするような形、これ今まで図ってきたのか、そうでなかったら、私はどこの行政区でも金がなくて困っているというのが実態だと思います。1戸当たり幾らというような形で集落を運営しているという状況でありますので、こうした公園の管理、清掃というものを地元の集落が受けてくれるものであれば、そうしたところをお願いをし、その委託料を集落の活動費、今ご承知のとおりなかなか集落でもそうした集まる機会がないというようなことでございますので、そうした面での活用というものを考えられたらいかがなものかなというふうに思いますが、課長のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 公園清掃等管理委託料であります。今現在は直売所を運営しておりますリップルさんのほうに委託しております。トイレの維持管理、それと長池の釣り堀の維持管理等、常に行わなければならないというような面もございますので、毎日あの場所におられるということで、今現在はお願いしております。今後も話し合いの中で、高橋集落等でそのような体制整備がなされるならば、お互いの中でやっていければというふうに考えております。前段として、体制整備の問題ができるかというのが重要になってこようかなというふうに考えております。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 管理委託というか、リップルでやっているというお話ですけれども、これは入札等を利用してやっているのか、随契でそのままやっているのか、それと百九十何万円の管理の内容は、課長、どのように把握しているのか、決算書でももらって何かやっていますか。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） これの管理委託料につきましては、今現在随契で行わせていただいております。先ほど水澤委員さんの質問にもありましたとおり、常時公園を利用される方の申し込み、釣りの申し込み、あるいはトイレ等の関係、まき等の関係もございますので、その場で今現在すぐ対応してくれるという方がないものですから、お願いしているという実態であります。今後については、随契というものについていいものか、悪いものかという問題もございますので、その辺のところ、ほかにもやられる業者さん、あるいは地域の皆様方があるならば考えていかなければならないというふうに思っております。

それと、公園管理の内容であります、トイレの清掃等のほかの維持管理、たまに冬期間等になると漏水したとかという問題もありますので、小まめに見てもらわなければならないという問題もございます。それと、草の時期については、刈り取り、あの全面積、要は10ヘクタールの山林等がございますので、その刈り取り、雑木、雑草の刈り取り、それと池での釣りの許認可といたしますか、受け付け事項等をやっております。この件については、毎年リップルのほうから実績書を報告いただいております。

○委員長（渡辺 俊君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 187ページ、バイオマス関係なのですが、これについては今回の補正でも出資金というような形で150万円出ているのですが、実際これは19年度の3カ年の計画で実証研究というのはもう既に終わって、今年度は実用化に向けた準備というふうにされていると思うのですが、当初このバイオマスタウン構想の総事業費というのは5億何がしではなかったのかなというふうに思っているのですが、それが3億3,000万円、資金繰りの関係もいろいろあったと思われるのですが、内容的に当初の計画どおりの内容でもって実証研究というのは終わったのか、あるいは資金的な面で若干プラスすればここまでいったのになというふうな形かどうか、まず最初その辺お聞きします。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 当初計画を縮小した中で、事業費については推進させていただきまされたけれども、事業内容につきましては当初目的のとおり実施させていただいたというふうに考えております。

○委員長（渡辺 俊君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 事業内容は当初の目的どおり推進できたということは、予算が足りなくても、要するに5億円と3億円というのはかなりのあれだと思うのですけれども、それでもって当

初の予定どおりの、計画どおりのものができたということになれば、あまり意地悪くはしたくないのだけれども、ではその裏は何なのだというふうな話になろうかと思うのですが、大体その内容はわかっているのですが、課長様、その辺についてももうちょっと詳細をお願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 渡辺委員の問われる詳細なものについては、担当係長のほうに話ししてもらいますので、よろしくをお願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 井畑係長。

○有機資源循環推進係長（井畑明彦君） ご説明申し上げます。

担当課長のほうから申し上げましたとおり、概要についてそう変わってはおりませんが、バイオマスは大きく分けて製造される品物、それからエネルギーと2通りございます。肥料、飼料、その他の製品については、基本的に当初計画どおり、何かの機会で議員の皆様にもご説明、事業計画の変更段階でお伝えしましたとおり、エネルギーについてはなかなか時間もかかり、なおかつ実用化についてめどが非常に難しいということもありますので、まず一番地域に有効な施策としてどれを取り入れていこうかなという中で、肥料を中心にとらえ、メタンガスを中心としたエネルギーについては、ある程度割愛を図って絞り込みを行って、圧縮した事業費の中で進めてまいりましたという内容でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） ということは、やっぱり当初の計画より若干変わったということなのだよね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（渡辺宏行君） ですから、例えば今後実用化の中で、同時にそういった将来的にもそういう計画がきちんと実施できるような取り組みも並行してやっていくのかということと、もう一つは実際農協あるいはどこだったかな……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（渡辺宏行君） と実際まちが絡んでスタートしていくのだけれども、これ例えば相手が家畜のふん尿だとか、いろいろ生ごみ等あると思うのだけれども、生ごみも絡んでくるとなると、今分別をやっていますけれども、実際問題これに伴っていった場合、かなりの分別、もう一回手加えないと生ごみの相手というのは難しいのではないのかなと思うのですが、並行して家畜のふん尿と生ごみまでやっていくのか。生ごみをやっていくとなると、やはりきちんと市民の皆さんにPRなり協力を求めていかなければならないと思うのですが、その辺の考え方。

それと、もう一つは、来年度プラント建設をやるというお話ですが、場所は今のところで行うのか、その辺についてもお聞きします。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。



○農林水産課長（三宅政一君） 今後の事業計画についてでありますけれども、半炭化肥料の製造ということが一番に考えております。それと附帯した中でのメタン発酵によるガス利用ということで考えておりますので、そのメタン発酵ガスの中で生ごみ等が必要になってくるというふうに考えております。昨年度も東本町地内等で生ごみの実験的な事業を行わせていただきました。その中においては、新たな袋、要は溶ける袋ですか、それを使った中での分別収集ということで、それなりの効果はあったというふうに認識しておりますので、実用化の段階においてはそれらのものを取り入れた中でやっていかなければならないかなというふうに思っております。その点については、市として絡んでいかなければならない問題であろうと認識しております。

それから、新たな工場用地ということでもありますけれども、今現在あの場所で小ぶりではありますがけれども、施設を整備しておりますので基本的には用地も隣接地にございますので、その場所での増設というような考え方の中で進まさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（渡辺 俊君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 174ページの上のほうから3行目、黒川農業公社の補助金というふうなことでございますが、これは合併前の旧黒川村で農業振興というふうな、また観光振興というふうな一つの大きな目的あって農業公社がつくられてきたというふうなこと、私らもそういうふうな流れについては承知しているわけなのでございますが、ただ合併してここまで来ますと3年経過し、4年目入りますと農業公社自体の機能が新しい胎内市に合併した過程において、当初の目的からして本当に継続していかなければならない公社なのかということは、税金のやはり公平な使い方からすれば、中条農業協同組合もあるわけなので、そういうことを考えて、これをすぐやめれとかどうかでなくて、将来的に検討していく余地があるものかどうか、課長どう考えているのか、1点。

もう一点、それから180ページの7節の賃金です。畜産技術員指導賃金379万9,656円と、これは獣医師さんの手当てかなというふうなことで考えているわけなのですが、畜産事業そのものを収支見ますと非常に厳しいわけございまして、私ども実際肥育30頭飼っておりますが、それでも390万円の所得を得ようと思えば2年も3年もかかります。それは、市の職員の採用規定によつての技術員ということから390万何がしが支払われているというふうなことで考えておりますが、その点はどういうふうに考えて、というのは私に言わせますと、県を退職した方なので、もうちょっと臨時扱いにして安くやはり雇用されるような理解でできないものかどうか。そうしますと、賃金と、それからえさ代、事業費合わせますと当然とんとんになるわけございまして、これは一般の会社ではもう経営不可能というふうなことですが、さまざまなやはり経過、農業振興の意味がありまして、こうお聞きしたわけなのですが、ちょっと技術指導員の賃金が物すごく高いと、我々の報酬よりも高いということになりますので、その点どういうふうなお考えからきているのか、今後その点についてやはり内容悪ければ、相手の方にもお話しして、臨時みたいな

格好で来ていただくわけにいかないのか、また春の答弁の中で、一応契約はもう2年後だと、契約来ればやめる施設もあるので、その辺についても考えますという答弁もいただいているわけなのだけれども、それらどう考えるか、ひとつご答弁のほうお願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 初めの黒川農業公社補助金ではありますが、黒川農業公社そのものにつきましては、地域の農業振興というようなことで、無人ヘリによる防除、それから堆肥散布、大豆の刈り取り等の作業をしております。特に中山間地の奥のほうについては、これらの中で手厚くやっていかないと地域農業がすたれるというような事態も招くおそれもあるというようなことで、これらを活用した中で維持を図っていかねばならないというふうに感じておりますし、一方研修事業というような中でフルーツパークとも関連した中での技術の確保というような問題も絡んできております。この事業そのものが永久的に続くというふうには考えてはおりませんが、今現在の市を取り巻く農協等の情勢等も考えた中で、今後については総合的に判断させていただければというふうに考えております。

それから、畜産団地の賃金の件ではありますが、確かに高いと言われれば高いかもしれませんが、獣医さんの関係でありますので、種つけ等から肥育指導等までの本当に畜産団地に関連する事業について総括というような形の中でやっていただいておりますし、もう一つ、実際には業務はやっておりませんが、ハム、ソーセージ関係の食品衛生管理士免許、一般的には獣医さん、あるいは医者等でなければ保有できない、そうでなければ経験年数を相当年経過した後、受講した方々が保有しているというようなもので、現在胎内市に関係する方持っている方おりませんので、それらの関係もございまして、年間雇用というような形にもなってきます。そのためにもこのような金額にさせていただいているという今までの経過もございまして、ご了承いただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 今までの賃金の経過については、こっちもお聞きしたわけなのですが、その施設については廃止というふうなことは表明されているわけなので、畜産団地の畜産部門、和牛の繁殖部門については廃止というふうなことを議会でも発言されておりますし、その具体的内容についてはまだ一向に見えてきませんが、見えてこないということは慎重審議、地域に及ぼす影響が少ないようにということ考えているのかなというふうなこと考えておりますが、よく賃金はわかるのですが、その辺が非常にやはり今ハム、ソーセージの加工のそういうふうな肩書を持っているということ私知りませんでしたので、そういうこと言ったわけなのですが、そうすると今後2年間廃止というのは、ここ何年ぐらいを目途としているのか、そのときはどういうふうな技術員の登用を考えているのか。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 畜産団地の廃止ということについては、和牛繁殖ということにとらえさせていただいていいのかなというふうに思っています。

それで、今回の一般質問の中でもございますけれども、地域の畜産農家の方々等とも昨年来話し合いを進めてきております。これについては、近いうちに現在の状況等を考えると非常に経営が厳しいと申しますか、困難な状況にありますので、早急に手だては打ってまいりたいというふうに考えております。ただ黒豚についても繁殖というものが、黒豚、それからジャージー牛についてもつきまわってきますので、黒毛和牛の繁殖をやめたから獣医さんが必要なくなるという問題でもございませんので、その辺のところはご理解いただきたいというふうに思っております。

○委員長（渡辺 俊君） 増子委員。

○委員（増子 強君） 174ページ、備考欄の下から3番目ですけれども、中山間地域直接支払交付金2,870万円強というデータであります。それで、この制度が始まったのはたしか1年からはないかなというふうに思っておりますが、5年が期間なので、1回終わって、今2回目に入っているわけでありまして。そこで、担当課としては、経費と効果、費用対効果をどんなふうに把握しておられるのか、担当課のご所見を伺います。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 中山間地域直払いにつきましては、地域農業が元気にやって、また集落全体の中での取り組みでやっていただけるというふうな形で、これらの交付金をお支払いしているわけでありまして。それで、直払いを交付している地域につきましては、それなりに集落で全体でまとまった中で、本当に急傾斜地で耕作も困難なところについても耕作を行って、他の地域では遊休農地というような形の中で水田が多く見受けられる中、胎内市内においては守られているというふうに考えております。この制度がなければ、より多くの面積での作付がなされないのではないかなというふうに考えておりますし、集落のまとまりもだんだん希薄になるのでないかなというふうに感じております。実績として目に見えてこうですというものは言えませんが、他の地域よりもそれらの点ではまさっているというふうに考えておりますので、この交付金制度は効果があったなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺 俊君） 増子委員。

○委員（増子 強君） 私も同じ考えでいるのでありますが、今限界集落なんかよくそういう言葉使うのでありますけれども、中山間地域の直接支払いをすることによって限界集落の解消にもつながるのかなというふうに思われます。これからも継続することを期待するものであります。

それから、192ページ、13節委託料、備考欄の中で集団移転跡地の管理委託料として25万5,000円強の実績であります。このことについて、これは当時42年の水害のときに集団移転をしたわけでありまして、そのときに自分の土地と新しく旧黒川村で造成した土地を交換するという形で、もともと村が欲しくて持ったのではなくて、集団移転をする人たちを救済するという意味でこの土

地を持ったわけでありますが、その面積は今どのくらいあるのか、お伺いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 集団移転跡地の管理委託料、今ご指摘のとおり水害後の形の中です。箇所数として1カ所というか、1集落ですか、1カ所でございます。19年度で、この対象になっているのが面積で10ヘクタールという形になっております。

○委員長（渡辺 俊君） 増子委員。

○委員（増子 強君） 面積で今10ヘクタールということでございます。それで、私もこの土地をたまに見るのでありますが、もともと村が、そして今市が欲しくて持った土地ではないわけなのです。それで、市として今後何か有効に利用する方法があるのであれば、これは大いに有効に活用していただきたいし、もしそういう計画ないのであれば、当時は集団移転のために予算もなかったけれども、今集団移転から40年も経過しているわけなので、関係者も多少は余裕が出てきているのかなというふうにも思いますし、また一部の方から前の土地を一回買ってもらったのだけれども、何か売ってもらうような方法ないのだろうかという相談も受けたこともございます。そのようなことで、市が長期的にこの場所を有効活用するのだったら大いにしていただきたいし、特にそういう考えがないのであったら、もとの方々に適当な単価で買ってもらうというのも一つの方法かなと思うのでありますが、その辺についてお伺いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） この土地につきましては、私どものほうにも一部の方から買い戻したいというようなお話も聞いております。ただ一部の土地については、杉の植栽等も市のほうで行っているというようなところもございますので、虫食い状態でなく、理路整然とした形の中でそれら投資した金額も回収できる見込みの中での新たな売却というようなことは考えていかなければならないかなというふうに考えております。市として、この場所をどう活用するというような方策については、今現在持っておりませんので、もとの地権者の方々に売却というようなこともいい考え方でないかなというふうに感じておりますので、今後検討させていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺 俊君） 花野委員。

○委員（花野矢次兵衛君） 166ページの農業委員会費の19負担金補助金のところで、「イッキに担い手」農地集積事業助成金とありますが、これ70万円ほど上がっております。昨年度を見ると40万円、約倍近くなっているわけですが、実際に胎内市でこういう流動化というか、これ多分農地を貸し借りとか売買、動いているのに対する補助金だと思う、最初に内容と、それからどのくらい田んぼが流動しているのか、お聞きします。

あと2つ目として、174ページのやはり19なのですが、上段のほうなのですが、農業法人等育成事業補助金とありますが、これも昨年から見ると4倍強の実績になっておりますが、農業法人

というのは今現状として胎内市でどのくらいあるのか、また農業新聞等によればこういう法人の経営はかなり厳しいと聞いておりますが、胎内市としては法人をつくるまでのかかりがあって、その後の経営的なやはり指導みたいなこともやっているのか、またその経営は、胎内市の農業法人どんどんできているようですが、経営は全般的に見て順調なのか、大変なのか、その辺伺いたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 羽田野農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（羽田野英治君） まず、1点目の「イッキに担い手」農地集積事業でございますが、この事業につきましては目的が平成19年度より導入されました品目横断的経営安定化対策の対象となります認定農業者を緊急的に育成する事業ということでございます。耕作面積が4ヘクタール未満の認定農業者への農地の集積を図って、年内に4ヘクタールを満たした場合に、貸し手へ10アール当たり2,500円を助成するものでございます。ほかに県の農林公社のほうから2,500円、合わせて5,000円の補助というものでございます。19年度は、面積で2万8,000アール、39の方が対象になってございました。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 農業法人等育成事業補助金であります。昨年度、これ県単事業でありますけれども、認定を受けたのが4組織という形の中で、実績に応じた中でのものであります。県単事業ということで、市はトンネルというような形になっておりますけれども、それだけ法人も増えてきているというようなものになるかと思っております。胎内市内の農事組合法人、有限会社、株式会社等の総数は22経営体という形になっております。それで、この中での経営指導というものにつきましては、常に経営改善指導室、支援センターもございますので、市農業委員会、農協等が一体となった中で、経営指導に当たってきておりますし、県単事業の中で幾つかの組織は指導を受けているという状況であります。経営内容については、相当に裕福な組織もあるというふうに聞いておりますけれども、実際申告書を見ているわけでありませぬので、中身についてはわかりませぬけれども、そう厳しいというような内容のものについては聞いていないと、順調に法人等は育成されているというふうに認識しております。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（羽田野英治君） 先ほどお答えした中で訂正させていただきたいのですが、19年度の対象面積でございますが、イッキに担い手、280.82アールでございます、対象面積。済みません、訂正させてください。

○委員長（渡辺 俊君） 鈴木委員。

○委員（鈴木信雄君） 194ページの19節であります。胎内川漁業協同組合補助金でございますが、50万円でございますが、これ実は二、三日前に決算した胎内川土地改良区からも30万円出て

いるのでありますが、こういうのが実態が組合あって、組合員からやはり賦課金取って運営しているのか、それとも補助金だけで運営している実態のような組合なのか、その辺の実態ひとつ聞かせてください。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 胎内川漁協につきましては、胎内川の水産資源の保護、それから増殖というような形の中での漁業協同組合というふうになっております。漁協の組合も別個の中で活動を行っております。胎内市からの補助金については、要は胎内川の内水面の水産振興という観点の中で補助金を支出しているわけでありまして、鈴木委員のほうからの土地改良区からの補助金ですか、それについてはどういう内容の中で支出しているかというものについては、市としては認識しておりませんので、例えば水利の関係の形の中での補助金の支出なのかどうかというような問題もあろうかと思えます。市としては、あくまでも内水面の水産振興という立場の中での支出ということで、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○委員長（渡辺 俊君） 鈴木委員。

○委員（鈴木信雄君） 漁業組合ですから、業ですからなりわい、そこにやはり暮らしを立てる一つの団体なのであります。団体の補助金なのだから、当然やはり組合費なんかも徴収して、そして組合費に足りないところに補助金するというのが補助のまず目的だと思うのでありますが、補助金だけでさまざまな名目、上手に言われますが、何でも組合事務はそういうので、そういうのばかりでないかというような考え持つのでありますが、やはり組合員あって組合費を徴収して足りないところ補助金もらってやっているのだという実態なのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 漁業協同組合ですので、あくまでも自分たちの金を出すというのが前提でありますので、自分たちの金プラスアルファの中での補助金支出というふうに考えております。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 174ページの上段の黒川農業公社補助金と、この件に関して胎内市監査委員さんから財団法人黒川農業公社、新潟フルーツパーク等の監査報告がなされております。私も心配してこれを何回も読ませていただきましたところ、やはり新潟フルーツパーク株式会社、会社はあれですが、公社も立ち上がっているように見えますが、監査委員さんのご指摘だと、中に働いている人はすべて同じ人、そして市が支援団体ですので、新潟フルーツパークにおいては副市長、それは認識せざるを得ないということと、それから黒川農業公社も、これは村で独自支援して立ち上げたものでございますので、その部分、今市でこれを支援し、九百何がしの補助金を出してこれを運営されていますが、この代表者は全然全く違う代表者だと、そういう監査委員さんのご指摘がございましたが、執行部の皆さんとしてはこれをどう認識されているのか、お伺い

いたします。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 黒川農業公社と新潟フルーツパークの件についてであります、新潟フルーツパークに従事する方、要は研修事業という形の中で、黒川農業公社での研修という形の中で新潟フルーツパークが受け入れ場所として受けていると、要は技術がまるっきり伴わない人を、さあ、ブドウつくってくださいというふうな形で栽培を行ってもらっても、経営的に行き詰まるというものは目に見えておりますので、技術を習得してもらわなければならないということで、行っているということをご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、農業公社のほうにつきましては、代表は布川陽一さんという形の中で今現在運営は行っております。このものは、この先についてこれから十分考えていかなければならないというふうには思っておりますけれども、今までの経過、それと地域農業を守るというような観点から、大幅な変更については避けさせていただければというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 結果的には、1つの組織、1つの人間が両方とも出張して技術提供して剪定の作業等してくるということになるのですが、こういうふうに複雑に両方とも、片方は増資だ、片方は補助金だ、それが帳面づらは全然別になるのだけれども、そういう複雑な工程を歩まなくて、どうせのこと市が補助金を出してやっていることなのである、これを一元化、フルーツパークのほうは国の補助金とかいろいろのがありますのでできないのかもしれませんが、そういう代表者を一人にしてお互いに働く人にも意欲を持ってもらうためには、そういうふうな一元化ということはどうでしょうか、補助金の関係上、どういのでしょうか、お伺いします。これからの課題だと思うのですが。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） わかりやすくするためには、一本化がなされていけばわかりやすいというふうになるかと思えます。けれども、農業公社での研修事業というものについては、ずぶの素人を一人前の果樹の栽培技術者に育て上げるという所期の目的もございます。ただ新潟フルーツパークとしては、技術も何もない人を雇用した中でやっていくということについては、わからない人に新たなものをつくってくれと言っても、会社の経営としては非常に困難になってくるといって現時点においては多く見受けられるので、今現在においてはまだ分離した中で行って、技術を磨いていただければというふうに思っています。ことし新潟フルーツパークについては、新たな技術者を雇用したところ、その方の関係もありますが、非常に収穫量等も大幅な伸びを見せたというような経過もございますので、技術を伴った人を会社としては経営上雇用していきたいということを念頭に置いておりますので、その辺のところをご理解いただければという

ふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 大体わかるような、わからないようなところもまだあるのですが、そういう技術提供という意味から推して黒川フルーツパークの委託料、そういう意味では技術を伴った黒川農業公社からフルーツパークのほうに同じ人が出向しているわけですので、その人たちの技術を得た者が黒川のフルーツパークのほうに剪定したりして収穫を増にするように努力して、委託料一千百何がしをやって、新潟フルーツパークにそれが直接トンネルになって行くのだけれども、そういうのであれば農業公社のほうに行くという、何か私その辺がわからないのです。そういうことで、3つがどうもごちゃごちゃになっているから、その辺をやはりここまで補助金カット、何もカット、人件費カットと叫ばれている今のこの、もう合併して3年も過ぎているのです。だから、その辺をやはりきちんと精査すべきだと思いますが、もう一度お伺いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 黒川フルーツパークの委託料については、あくまでも下のほうに平成8年に設置しました以前の村営、現在の市営のものでありますので、その管理委託料ですので、農業公社と新潟フルーツパークの関係とはちょっと切り離して考えていただきたいというふうに考えています。あそこの運営に要する資材費、人件費等について委託費で支払って、そして販売収入そのものについては、それだけのものは見返りとしては来ておりませんけれども、40万円、50万円の販売収入はこちらのほうに来ております。ということで、それは別に考えていただきたいというふうに思っています。

それで、新潟フルーツパークについては、さくされたところから上のほう、要は蔵王山農地開発を行ったところ、そこを経営しているのが新潟フルーツパークという農業生産法人である株式会社です。だから、新潟フルーツパークは会社組織として人材を雇用するならば立派な人間を雇用して、一日でも早く経営を安定軌道に乗せたいという考え方の中で進んでおります。黒川農業公社での研修事業というものは、そこで完全雇用して自分で技術をどうこうできるという人間ではなくて、まだ1年、2年の研修期間の人間ですので、その中でことし気候変わったからどうしましょうとだれにも聞くわけにいかないわけですので、そのところを何年間か新潟フルーツパークへ研修受け入れ場所として行ってもらって技術を学んでもらっているという形になっております。会社は経営内容の安定ということ、黒川農業公社は研修事業だということをご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） できるだけ私らにわかりやすいように、これからも鋭意努力していただきたいと思います。

それから、せっかくですので、収穫のお話が出ましたのでお聞きしますが、監査委員さんのご



意見の中に、生産物販売の現金収受と現金管理責任の改善というふうなご所見がございましたが、なぜこれ私、あ、なるほどと思ったのは、今長池リップルのほうに生産物が搬入されております。私らも売りたいのですけれども、あまりはっきり申し上げられませんが、売りたいのですけれども、こんなちっちゃなリンゴとこんな大きなリンゴと1つの袋に入って400円、500円と売られていけば買わないです。買ってこれといっても、なかなか買わないのです。だから、本当に収入を、一生懸命つくったものが収入を得る努力をするのであれば、選別もきちんとして、そしてそれなりの値段で皆さんに買ってくださという、サクランボのほうは上々でしたので、そういうふうな観点できちんとやっていただければ、もっともっと収入も上がるのではないかと、そういう意味で販売の売ったのと、そういうのの収受と現金管理ということを私がお尋ねしたのであって、もう少しその辺をきちんと、あくまでも販売側なのだと、生産したものを販売しなければならぬのだというお気持ち何かまともに伝わってこないような感じがするので、それでちょっと課長さんにお伺いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 販売の経理の明確化という問題につきましては、ご指摘のとおりリップルさんをお願いして、収穫はきょうですけれども、売れるのが来月になるかというような問題もございます。また、各施設に販売した場合等についても、翌月以降に入ってきたりというような形の中で、その辺の経理の、悪いことをしているわけではないのですけれども、明確で、不明朗な点があったということについては、今後直さなければならないというふうに考えておりますし、販売収入の増加のためには立派な果実をつけないといけない。そのことイコール栽培する技術者の腕にかかってきますので、そこのところを十分にした形の技術者を養成した中で、新潟フルーツパークで雇用していきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第6款の質疑を打ち切ります。

次に、第7款商工費について説明願います。

天木観光課長。

○観光課長（天木秀夫君） それでは、商工費について説明させていただきます。

195ページからお願いいたします。第7款商工費についてご説明申し上げます。1目商工総務費につきましては、職員15名の人件費が主なものであります。

次に、2目商工業振興費につきましては、企業誘致推進経費、市場管理及び中条まつり行事関係等の委託料、商工会の経営改善普及事業等及びプレミアム商品券発行事業に要する経費に対する補助金、地方産業及び中小企業育成資金貸付金が主なものであります。

次に、197ページの3目観光費につきましては、村松浜海水浴場、はまなすの丘、櫛形山脈登山道、飯豊連峰登山道、避難小屋、地元ミズバショウの整備維持管理に係る委託料及び施設用地の賃借料などのほか、胎内川観光協会ほか観光自然保護団体等への負担金及び補助金となっております。

次に、201ページの4目カントリーパーク費につきましては、樽ヶ橋遊園に隣接する場所にテニスコート、ゴーカートを設置した公園で、職員1人分の人件費及び施設の維持管理運営費に係る経常経費となっております。

次に、5目健康スポーツプラザ費、クアハウスたいないであります。職員3人分の人件費及び施設維持管理運営に係る経常経費であります。なお、19年度末会員数で、市内の方で533人、市外の方で115人、法人会員で1団体、合わせて665となっております。延べ利用者数としましては10万8,150人で、対前年と比較しますと1万265人の減となっておりますが、これは経費削減ということで営業時間の短縮が大きな原因と考えられております。なお、20年度からはそういった利用者の意見を確認しまして、20年度からはもとに戻して営業時間をやっております。

次に、203ページの6目交流促進施設費（ロイヤル胎内パークホテル）につきましては、職員23人分の人件費及び施設維持管理運営に係る経常経費となっております。施設利用状況につきましては、日帰りで1万608人、宿泊で9,530人で、宿泊稼働率で16.7%、対前年比較では日帰りで4,481人の増であります。宿泊については残念ながら826人の減となっております。

次に、207ページの7目奥胎内野営場、奥胎内ヒュッテにつきましては、職員2人分の人件費及び施設維持管理運営に係る経常経費となっております。利用状況につきましては、日帰りで6,630人、宿泊で1,027人、対前年で宿泊で143人の増となっております。

以上で終わります。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第7款商工費について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第7款の質疑を打ち切ります。

次に、第8款土木費について説明願います。

川崎地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） それでは、第8款土木費について説明を申し上げます。

皆様のお手元のページ、211ページからになりますが、第8款土木費、1項土木管理費についてご説明申し上げます。2目終末処理場費では、北排水処理場ほか3つの処理場に係る維持管理委託料が主なものでございます。

続きまして、213ページになりますが、2項の道路橋梁費についてご説明申し上げます。2目道路維持費では、市道全線に係るもので、道路、側溝、舗装修繕及び除排雪委託料並びに道路、側溝、舗装、消雪パイプ等の補修に係る工事請負費並びに備品購入費に係るものが主なものでござ

います。

次に、お手元のページ、215ページになりますが、3目道路新設改良費では道路改良工事等に  
伴う測量調査委託料、またスマートインターチェンジ調査委託料及び道路改良、舗装新設、側溝  
新設、道路融雪設備等の工事費、公有財産購入費並びに県道改良工事等に係る負担金並びに単  
独補助事業に伴う物件補償が主なものでございます。

次に、217ページになりますが、4目橋梁維持費では橋梁補修、修繕が主なものでございます。

続きまして、3項河川費についてでございますが、同じく217ページからになりますが、1目  
河川総務費では新堀川管理、河川除草等委託料及び奥胎内ダム建設工事負担金が主なものでござ  
います。

次に、2目の風倉発電所費では、ダム工事に伴う臨時電力供給業務委託料及び水利権、送電線  
使用料、ダム管理経費等負担金、風倉発電所水車分解点検整備工事負担金並びに風倉発電所運営  
事業基金積立金が主なものでございます。

次に、4項都市計画費でございますが、皆様のお手元のページ、221ページになります。2目  
街路事業では、駅前広場等の消雪パイプ・井戸点検、冬囲い、清掃、中条駅前駐車場精算機保守  
管理委託料、駐車場精算機賃借料、都市計画道路工事の県営工事負担金が主なものでございます。

次に、3目公園費では、白鳥公園ほか10施設の管理委託料、国際交流公園及び森林公園の借地  
料及び白鳥公園整備ということで、ローラースライダーという滑り台ございましたが、その工  
事が主なものでございます。

次に、223ページでございますが、5目のまちづくり交付金では、高野排水路、近江新歩道整  
備、排水機場雨水対策ということで、若松町地内、中条・胎内線道路補修工事等の工事請負費が  
主なものであります。

続きまして、5項住宅費についてでございますが、皆様のお手元のページ、225ページになり  
ます。1目住宅管理費では、修繕費、住宅管理、耐震改修促進計画策定業務委託等の委託料及び  
借地料並びに市営、県営住宅等の補修工事費が主なものでございます。

次に、2目住宅建設費では、特定公共賃貸住宅建設工事設計監理委託料及び建設工事費、全体  
計画1棟のところ4棟について建設をしたというものでございまして、並びに宅地造成事業会計  
繰出金が主なものでございます。

続きまして、皆様のお手元のページ、229ページ、3目住宅建設融資費では住宅建設宅地購入  
資金貸付金利子補給金が主なものでございます。

以上で説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第8款土木費について質疑を行います。ご質疑願います。

丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 220ページの河川総務費の中に負担金補助及び交付金で、これは毎年出て

きますけれども、奥胎内ダムの建設工事負担金が180万円ほどありますが、これの根拠について伺いたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） 奥胎内ダム建設工事に伴う負担金の根拠でございますが、ダム及びその他の関係施設ということで、県のほうのものが97.84%、市のほうが2.16%、それから発電関係施設ということで、県が62.62%、市のほうで37.38%ということで、一応負担金を計算してやっております。

済みませんでした。ちょっと今勘違いいたしました。奥胎内ダム負担金については、今のものについては訂正をお願いいたします。県のほうの負担金が99.4%、胎内市のほうが0.3%、企業者が0.3%ということでございます。申しわけございませんでした。よろしくをお願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これは、では工事が完了するまで続くということですか。

○委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） そういうことで負担をしていくということでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） それから、その上の1節のところに、これも毎年出てきますけれども、BGMテープとトラクターの借り上げ、これはどういう内容なのでしょうか。

○委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） BGMにつきましては、ロイヤル胎内パークホテルの前にございます河川の中に噴水のときにBGM鳴りますので、それのものでございますし、あとトラクター借り上げ等については、河川公園等の維持管理のために一応借り上げをしているということで、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） ロイヤルホテルの前にあるものであれば、商工費のほうがいいのではないかなと思いますけれども、これ噴水のときに音楽鳴るのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） これは、つくったものが河川工作物という形でつくられたものですから、それを引き継いで土木費のほうで計上して、なおかつ噴水が出るときにBGMが鳴るといふものでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） BGMだからバックグラウンドミュージック、これはどんな曲が流れるのですか。聞いたことない。この予算は、あくまで地域振興課ですけれども、使うのはロイヤルホテルの観光課のほうで全部管理しているということにもなるのですか。

- 委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。
- 地域整備課長（川崎裕司君） 管理等については、この8款の土木費のほうで対応しているということでございまして、商工費のほうでの対応はありません。
- 委員長（渡辺 俊君） 松井委員。
- 委員（松井恒雄君） 228ページの市営住宅の件なのでございますけれども、コーポカーボンデールの件でございますけれども、借地料が156万円ですか、毎年払っているわけでございますけれども、これ地権者との契約にはこのアパートについては廃止の方向で検討していくということになっているわけですが、今現在2棟あるわけでございますが、だいぶ入っている人が減ってきているということもありまして、できれば修理とかああいうのかかるわけなので、1棟のほうに移動していただいて、1棟は使わないというような方向なり、あるいはこれがいつごろめどにしてあそこのアパートが廃止になるのか、そのめどについて教えていただきたいのですけれども。
- 委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。
- 地域整備課長（川崎裕司君） 今現在2棟で48戸が入るような形になってございまして、1棟について24戸の部屋があるという形になっています。今現在で29世帯というような形で入っております、それがAとBという形で両方入っていますので、24棟に集合させるにはちょっとまだ若干数が云々という形になりますので、その辺を精査できれば1棟にまとめて云々ということも考えられると思っております。なお、いつもこのような形でご質問出ますので、でき得るならば本年度中に一回入居者の方々と、市のほうもだいぶ老朽化してきているというような話の中でお話し合いを持てればなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。
- 委員長（渡辺 俊君） 松浦委員。
- 委員（松浦富士夫君） 216ページの負担金補助金及び交付金の中に、雪センター負担金10万円とあるのですけれども、雪センターというのはどういう会社で、胎内市ではどういう役割というか、やっているものなのですか。
- 委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。
- 地域整備課長（川崎裕司君） 雪センターというのは、全国規模の雪センター協会みたいな形がありまして、そこにいろいろやはり地域の実情等を勘案しながら、よりよい除雪体制に向けられるような対策を講じたり、またいろいろ施策を講じるというような形の中での機構の中に負担金として納めているというものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。
- 委員長（渡辺 俊君） 松浦委員。
- 委員（松浦富士夫君） ということは、当胎内市でも雪センターの意見とか、ああいうのは入っているということですね、除雪に関しての。
- 委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） 意見としては、それなりに、困ったとき、こういうふうなときは  
どういうふうな形が云々とか、また大きな組織でございますので、その都度話し合いすることあ  
りますけれども、近年ではその形の中でご相談申し上げたという形等、私の中ではまだないので  
すけれども、そんな状況でございます。

○委員長（渡辺 俊君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） では、先ほどの丸山委員のBGMの内容は、後で個人的に教えてやって  
ください。お願いします。

ご質疑ないようなので、以上で第8款の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ここでしばらく休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、2時35分まで休憩いたします。

午後 2時23分 休 憩

---

午後 2時34分 再 開

○委員長（渡辺 俊君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、第9款消防費について説明願います。

小林総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 第9款消防費についてご説明させていただきます。

23ページ、2目非常備消防費の1節報酬では消防団員、総勢735人の報酬であります。また、  
9節旅費の費用弁償でございますが、消防団員の出勤並びに演習及び訓練等の費用弁償ござい  
ます。

続きまして、233ページ、3項消防施設費の15節工事請負費では、防火水槽改修工事といたし  
まして、夏井、鼓岡、鋤江としました。次に、4集落に火の見やぐらの撤去、器具置き場補修を  
行った費用であります。また、消火栓設置工事では平木田、菅田、苔の実、高畑、鷹ノ巣の5カ  
所に新たに設置した経費であります。平成19年度末における消防水利につきましては、消火栓  
736基、防火水槽243基ほか、プール等1カ所となっております。18節備品購入費では、小型動力  
ポンプ積載車は宮瀬、鴻ノ巣、笹口浜、熱田坂、持倉の各分団に1台ずつ4台配備したものであ  
ります。

4目防災費については、15節工事請負費の行政防災無線設置工事については、市の庁舎の3階  
に親局、スキー場の中継局、乙中継局の新設工事並びに個別受信機9,550台を発注したものであ  
ります。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第9款消防費について質疑を行います。ご質疑願います。

小林委員。

○委員（小林兼由君） 最近消防施設、またポンプ車両につきましてはだいぶ整備されまして、喜んでるところですけれども、今課長の説明で隊員が735名ということですが、現状充足率からするとどのくらい足りないのか、余るのか、その辺課長いかがですか。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 条例定数では836名の消防団員定数を見ておりまして、先ほども申し上げましたとおり消防団員総員735人でありまして、87.70%の充足率と、こういうふうになっております。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） そうすると100人ほど、まだということですが、我々春、秋、ああいう訓練見に行きますと大変隊員が若返って大変喜ばしいことなのですが、みんなそれぞれ仕事を持っているということで、なかなか会社の面も大変悪い目もしなければならぬし、消防団として活躍するのはなかなか大変だという声もあるわけで、私も前から各一定層な大きな会社といいますが、東港周辺とか、市内でもそうですが、その辺の会社に対して市から理解を得るような手だてをやはり講ずるべきではないかということで申し上げてきたわけだけでも、その辺はどうなされているのか、課長、どうですか。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 消防団の協力事業所の認定制度というか、この制度を活用しながら各事業所のほうにはお願いをしていると、こういうことでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） それは、市内に限っての業者ですか、市外も含めて。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） これは、市内の事業所ということで理解しています。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 考え方はそれぞれありましようけれども、結構東港あたりとかも勤めているのです。だから、市内に限らず、そういう大手という用語があるかもしれませんが、そういった会社にもやはり何らかの理解を得て、隊員がいつでも活動しやすいような環境づくりも、これも行政の大きな仕事ではなかろうかなと、ただ隊員だから、それは訓練当たり前だ、有事のときだけというような考え方では、隊員も集まりにくいだろうし、やはり常日ごろ隊員に対する気配りというか、心配りも隊員を確保しておくには大切なことかと思うわけで、その辺もう一考、課長、お願いしたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 今後は、近隣市町村とのその辺の連携をとりながら、近隣の事業所等も回るように各自治体とも連携を密にしていきたいと、このように前向きに考えていきたいと、こういうふうに考えます。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） それと、これは各集落、本人の自主性に任せておられるのは当然でしょうし、そうだと思いますけれども、中には集落によっては分団長終わると隊員を離職するというか、やめるところもかなりあるやに聞いているわけですが、我々から見ると本当にまだ若くてもったいないような人も多いわけなのです。だから、そういったところに強制はできないとしても、何らかの働きかけというか、指導はできないものなのか、その点もう一点お願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 当然ながら、今議員のおっしゃるとおりの傾向が推移しているように見受けられる中で、我々のほうもOB団員、この確保については十分努めているというふうに、私どものほうでやっております。

○委員長（渡辺 俊君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 234ページのポンプ積載車のことし、19年度4台導入したということですが、全部積載車に入れかわるにはもう何年の予定なのでしょうか。それで、早いものからエンジントラブル等も起きているような話も聞きますが、その点の全体計画どのように今計画を立てているのか、お知らせ願います。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 今現在胎内市消防団では55分団がございます。そのうち24台が積載車を導入しております。まだ残すところ、もう2分団がまだ配備していない状況でございます。その中でも当初1台入れたところは耐用年数等々も過ぎておりますけれども、今後もやはり逐次そういうものについては新たな分団のほうに導入していくように、予算獲得のほうに向けて頑張っていきたいと、こういうふうに考えております。

○委員長（渡辺 俊君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 市長にちょっとお聞きしますけれども、今の実態はそういう状況でございまして、財政的にも非常に厳しい中でございまして、おいそれと台数を増やすわけにもいかないというふうなことで、現実問題があるわけなのですが、結果的に55のうち24、もう3残っているわけです。それでいいわけですね、課長21と言ったけれども、31ですね。そういうことでございまして、それこそこれをかえるには4台としましても四八、8年ぐらいかかるわけです。そうしますと、現実にもう機能組織がえして班編成して少なくする手も一つの方法でしょうし、それが機能的にどうかというふうな面もございまして、なかなかこれ一つ見ても大変な予算の執行状態になるのかなと考えておりますが、櫛形山脈の地震の断層もあるというふうなこともお聞きして



いますし、その講演会も来月あるようでございますが、その点見据え、市長は自分の政治信念、政策として何年をめどに入れたいというぐらいの心意気ございましたら、ひとつお知らせ願えれば幸いです。

○委員長（渡辺 俊君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） ご指摘のとおり早く財政がよければ、もう2年ぐらいで全部終わりたいの  
でございますけれども、いずれにしましても菅原議員のご指摘のあったあと3台であります  
が、その前に悪くなっているのもあるわけでありますので、これはなるべく長くもたせながら、でき  
たら台数を多くできるのであれば基本的には考えております。ただ団員の確保につきましては、  
やはり消防庁の関係もありますので、確保をどうすればいいかということで、いろいろ苦慮はし  
ているわけでありますが、一つの例として胎内市も職員の消防団員を今つくってありまして、高  
齢化社会に早く火災現場に行って高齢者の方に安心させるにはいろいろな手法あるかと思うの  
であります。今団員としてすぐ現場に迎えるような、安心できるような方法を今考えておりま  
すので、台数については財政事情がよくあればなるべく早く装備をしていきたいと思っております  
ので、ご理解願います。

○委員長（渡辺 俊君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 233ページの防災費、この防災行政無線の関係でお聞きしたいのですが、  
もう実際各家庭に、うちなんかについたのですが、予算的に相当厳しいのかわかりませんが、業  
者の関係なのですが、集落の説明会でいろいろお話しした段階においては、設置目的なり十分理  
解各家庭で示しているのですが、実際その器具を設置するときに、例えばもちろんコンセントな  
ければそれはつかないです。コンセントが隣の部屋にあれば、ただ引き戸のあれもそのまま、要  
は線を挟んでもいいような感じでやっているのだ。穴一つあければ済むのです。それは、私らの  
範疇ではないと、そういう業者にめぐり合わせたのも不幸だなと思うのですけれども、これはど  
こまで、要はわがママがきくのか。というのは、それはわがママの範疇に入るのか、その辺はど  
ういう指導をしているのか、その辺あまりこじらせてもまずいかなと思って、ああ、そうですか  
にしたのだけれども、後で線ぶった切って穴あけてやったほうが得策なのか、その辺はかなり予  
算的に厳しくて厳しくてどうしようもないという話も聞いているのですが、そこまで値切ってや  
っているのか、その辺ちょっとお聞きします。よろしく願います。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 一応行政防災無線の個別受信機については、無料設置というのが原則  
ということになっております。それで、当然ながら私どものほうで各集落のほうへお邪魔させて  
もらいまして、説明会を開催した席上にもおいて、例えばコンセントが無線設置の場所付近に、  
あれ2メートルぐらいのコンセントでございますが、そのコンセントがなかった場合、例えばコ  
ンセントをその2メートルの配線の位置のところ新たに設置する場合、それから例えば今ほど

渡辺議員が言ったとおり、穴あけてやったり、そして外のほうから配線をしたりするときに、見ればよく防護的なもの、そういうものについては原則費用は負担いただきますというふうに指導はしております。今ほど渡辺議員がおっしゃった家庭内に若干穴をあければ事済むのではないかというお話の中で、その辺はその設置に訪問した業者が統一業者ではございますけれども、たまたまその辺が融通のきかなかった取りつけ担当だったかなというふうに考えておりますけれども、いずれにしろ私どものほうとしてみれば業者のほうにも今言ったとおりのような指導はしているわけでございまして、原則は無料設置ということで解釈を願えればと、このように考えております。

○委員長（渡辺 俊君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 事前に設置箇所、設置場所をどこに設置しますかというのを事前にとったよね。そのときはここがいいのではないですか、本来であればコードの長さなどというのはわからないし、実際例えばわかるのかもしれないけれども、そのコードの長さどのぐらいで、例えばここに設置した場合コンセントどこまでなのかというのは、もしわかれば本人でもできるわけだ、新たに設置するかどうかは。でも業者さんというのは、時間でぱっと来て、ぱっとやっつけ仕事で、ではどうしますか、穴あけますか、そんな余裕ないのだ。今課長がおっしゃったように、だからその辺はやはり業者との事前のあれしておかないと、我々は無料でつけるのだから余計なことと言えないという、ちょっと後ろめたさもあるのだけれども、だからその辺でわがままきかないのであれば、ではここはコンセント新たにつけておきますから後でつけてくれということができるのか、要はとにかく来たのだから何とかしなければだめだと、とりあえずで終わるのだったらいいのだけれども、とりあえずはないのだ、それが最後なのだ。だから、そういう状況というのはやはりいかなものかなというふうに思って、後で頭かいているのだけれども、その辺もこれから今後、全部終わったわけではないでしょう、設置するところもありますので、十分その辺は業者との事前打ち合わせをしたほうがいいのではないのかなというふうに思いますが、いかなもののでしょうか。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 今ほどの渡辺議員のご指摘でございます。まだ設置数が今現在で4,000個ぐらいでございまして、まだ5,000個ぐらいの設置が今後予定しているわけでございますので、今ほどの渡辺委員の教訓を十分生かしまして、業者のほうに再度指導してまいりたいと、このように考えております。

○委員長（渡辺 俊君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 今の防災行政無線の件なのですけれども、234ページの16目の負担金補助金のところの防災行政無線負担金というのは、もう既に試験的に放送していることに対する負担金なのでしょうか。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） このものについては、県の防災行政無線の負担金計上の金額でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 実は我が家の周辺も早い時期に防災無線が設置されたわけなのですが、5分置きに試験放送ですという放送がなされます。音量が高い場合は絞ってくださいといって、最大に絞っても玄関に置くとお客様の声よりは大きいぐらいの音量なのですが、近所の人にも聞いたらそうなのですが、発信音をもうちょっと小さくして、非常事態には自動的に大きな音が出ますよとおっしゃるのですが、最大限絞っても大きいということを発信の時点で小さく変えられないものかどうか。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 先ほども申し上げましたのですが、今現在設置したところは5分間隔ぐらいに試験放送を流しております。これはなぜかということ、まだ未設置の世帯数が先ほども申し上げましたとおり5,000個ぐらいで、毎日、毎日設置をしていると、その設置に対して、果たしてこの集落は無線が確実に傍受できるかということで、5分置きに放送しているというのが実態でございますので、その辺は十分ご理解願いたいと、このように思います。

それで、今新治議員がおっしゃった最大限ボリュームを下げても音ももっと小さくはないというような話でございますものですから、その辺は私もメカニズムの関係ちょっとわかりませんものですから、業者のほうに見てもらいなり何らかの格好で処置させてもらいたいと、このように思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第9款の質疑を打ち切ります。

次に、第10款教育費について説明願います。

河内学校教育課長。

○学校教育課長（河内理助君） それでは、第10款教育費についてご説明いたします。

237ページをお願いいたします。第1項教育総務費では職員給与及び各種負担金等の諸経費が主なものであります。

241ページ、第2項小学校費のうち1目学校管理費の7節賃金は、中条小、柴橋小、きのと小、築地小、黒川小学校の特別支援学級の介助員及び柴橋小、鼓岡小、大長谷小学校の補助教員の賃金であります。同じく13節委託料は、中条小、きのと小、築地小学校のスクールバス運行委託料と一昨年からすべての小学校で実施しております冬期間のスクールバス運行委託料が主なものであります。14節使用料及び賃借料は、各小学校に設置しておりますコンピューターとそれを利用するためのソフトウェアのリース料金及び各小学校で利用しております校外学習活動に必要な

なバスの借上料であります。

243ページ、1節工事請負費は、小学校8校の施設整備工事費であります。昨年の主なものは、各小学校の防火シャッター安全装置設置工事であります。1節備品購入費は、各小学校の施設備品及び教材備品の購入が主なものであります。

次に、2目教育振興費は、英語指導講師派遣委託、要保護・準要保護児童生徒援助費が主なものであります。

次に、3目学校建設費は、柴橋、本条小学校の統合校、胎内小学校建設に要した経費であり、昨年の主なものは校舎棟の基本設計及び実施設計と用地造成工事でありました。

次に、245ページ、第3項中学校費であります。7節賃金は乙中学校で生徒のさまざまな悩みについて相談を受けるために設置しております心の教室の相談員及びさわやかルームの指導員の賃金であります。

247ページ、13節委託料は、すべての中学校で実施しております冬期間のスクールバス運行委託料が主なものであります。1節使用料及び賃借料は、小学校と同様に各中学校に設置しておりますコンピューターと、それを利用するためのソフトウェアのリース料金等であります。15節工事請負費は、中学校4校の施設整備工事費であります。昨年の主なものは、小学校と同じく各中学校の防火シャッター安全装置設置工事であります。18節備品購入費は、各中学校の施設備品及び教材備品購入が主なものであります。19節負担金補助及び交付金では、各種体育大会に出場するための派遣費用補助が主なものであります。

次に、249ページ、2目教育振興費の8節報償費は、総合学習等をお願いした外部講師への謝礼が主なものであります。13節委託料は中学校の英語に英語の指導講師を派遣した委託料であります。

次に、4項幼稚園費の7節賃金は、臨時教諭の雇用のための賃金が主なものであります。251ページ、19節負担金補助及び交付金は聖心幼稚園への補助金であります。

次に、5項学校給食費、7節賃金は、東学校給食センターにおけるパートの調理員及び給食を各学校に運搬する運転員の賃金と黒川地区の自校式で給食調理しているパートの調理員賃金であります。

253ページ、1節需用費のうち修繕費は、老朽化してまいりました調理器具及び調理場施設の補修が主なものであります。13節委託料は、西学校給食センターの業務の一部を民間事業者に委託したものが主なものであります。

255ページ、負担金補助及び交付金は、週3日実施しております米飯給食にかかわる地元産コシヒカリと標準米との差額を補助するものが主なものであります。

次に、第6項社会教育費です。1目社会教育総務費及び2目生涯学習推進費では、職員給与及び社会教育振興のための諸経費と芸術文化推進のコンサートや美術鑑賞、生涯学習フェスティバ

ルの経費及び小中学生の英会話教室受講者補助金であります。

257ページ、3目文化財保護費では奥山荘歴史の広場に便所の建設、鳥坂城址試掘調査及びほ場整備河川改修整備に伴う史跡調査や郷土芸能保存等に要する経費であります。

261ページ、4目公民館費では、公民館管理運営及び各種学級講座、各種美術展、成人式、板額御前イベントに要した経費であります。

263ページ、5目産業文化会館費では、産業文化会館の貸し館業務ほか、管理運営に伴う経費であり、空調設備等の修理が主なものであります。

267ページから275ページまでの7目陶芸研修所管理費、8目郷土文化伝習館費、9目彫刻美術館費、10目鉱物・陶芸館費、11目文化教育交流促進施設費、12目昆虫の森費、13目郷土文化保存伝習施設費は、いずれも施設の管理運営費であります。

次に、275ページから282ページの第7項保健体育費ですが、1目保健体育総務費、2目体育施設費では職員の給与費や健康増進とスポーツ振興、競技技術の向上のための各種スポーツ大会、胎内球場の土どめ工事、黒川体育館内の防虫ネット設置工事、中条体育館の屋根漏水のための修繕工事、B & G体育館の下水道接続工事等を行い、市民のスポーツ施設の安全を確保して健康づくりに利用できることといたしました。

以上で10款教育費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第10款教育費について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 246ページの15節の工事請負費なのですが、これは柴橋、本条小学校の統合用地造成工事ということで、当初が7,350万円で、不用額が1,200万円出ています。実際使われたのが6,100万円ということで、ちょっと不用額があるのですが、この不用額についてどんな内容なのか。

それと、一番心配しているのは、工事が順調に進んでいるのかどうかが一番私心配しているのですが、平成22年の4月開校というふうに言われていまして、今基礎くいを打っているのですが、その辺の工事の進捗状況、マスタープランあると思いますが、その辺の状況を教えてください。

○委員長（渡辺 俊君） 学校教育課長。

○学校教育課長（河内理助君） 246ページの工事請負費の予算では7,350万円、実際6,118万1,400円ですか、これは当初は土どめをL型の土どめで一応予定しました。でもあまりにもコンクリートむき出しでは何となく味気ないというか、そういうふうな感じなので、今は緑化のできるような土どめに工法かえました。それで、請負に出して工法の変更と請負差額の差で、一応不用額がちょっと余計出たと……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（河内理助君）　そういうことであります。

それから、工事の進捗状況であります。一応8月に起工式行いまして、9月半ばから実際現場のほう入っております。それで、今現在くい打ち、一応工程どおり今月末ぐらいにはすべて終わります。それから掘削、基礎工事とかかかっていくわけですけれども、今現在の段階では工程どおり順調に進んでいると、こういうことであります。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺　俊君）　薄田委員。

○委員（薄田　智君）　ありがとうございました。私、何でこんなこと聞くかということなのですが、隣の新発田の新発田高校も今校舍つくっているのです。実際3カ月ぐらい予定よりおくれているというのです。非常に工事が間に合わなくて、本来であれば来年の4月完成なのですけれども、おくれていると、この胎内もどうなのかなと、それはやはりいろいろな許可申請の部分でおくれているということで質問しました。

それで、総工費25億円ぐらいでしたか、今非常に物価上がっています。当初のやはり25億円でいったと思うが、これだけ鉄筋だ、コンクリートだ、なんだかんだ上がっているのだけれども、この25億円でいけそうなのかどうか、これは関係ありますか。

○委員長（渡辺　俊君）　学校教育課長。

○学校教育課長（河内理助君）　今まず工事入札終わりました進んでいるのですけれども、今薄田委員の言われるように物価、建材関係、物によっては上がっているものもあります。ただ上がったからといって、すぐ変更というか、それを負担しなければならないということではなくて、全体の契約額で上がり幅の問題がありまして、国交省等からも通知来ていますので、その範囲内で今推移していますので、今後はもっと急に上がるものが出てくれば、また話は違いますが、今現在のところでは、今予定どおり進んでいるということでもあります。

○委員長（渡辺　俊君）　鈴木委員。

○委員（鈴木信雄君）　251ページから252ページにかけての19節負担金補助金及び交付金の中で、一番けつのほうに幼稚園就園奨励費補助金がありますが、これは私立保育園だけなのか、本郷の幼稚園も関係あるのか、そこを一つお願いします。

○委員長（渡辺　俊君）　学校教育課長。

○学校教育課長（河内理助君）　この112万3,000円は私立保育園、幼稚園でございます。

○委員長（渡辺　俊君）　赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君）　239ページの28節繰り出し金、事務局費ということで、ここに900万円、奨学金の基金を一般会計から繰り出してあります。昨年というか、18年度1,500万円ほど繰り出されているにもかかわらず、19年度で900万円繰り出されている、その根拠、理由をお伺いします。

○委員長（渡辺　俊君）　学校教育課長。

○学校教育課長（河内理助君）　赤塚委員の言われるとおり18年度はそのくらい出ていました。そ

れで、19年は900万円、ことしは、20年度はゼロであります。ということは、奨学金、貸与基金で今運用しておりまして、それで昨年度まではその運用がちょっと困難だったのですけれども、今返済する方が増えてきまして、その中で運用できてきたものですから、一昨年より昨年、昨年より、ことしはゼロになりました。そういうことであります。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 確かに私が調べてみましたら、19年度で1,325万6,000円ほど返済されておりますので、これでそうすれば間に合うので、需要と供給ということで間に合うので20年度はゼロなのだということ解釈するのですが、では実際今現在19年度末で高校生、専門校、大学とそれぞれ金額は違うのですが、それぞれで今現在何人借りておられるのか、もしおわかりであれば伺います。

○委員長（渡辺 俊君） 学校教育課長。

○学校教育課長（河内理助君） 今ちょっと調べますので、ちょっとお待ちください。

○委員長（渡辺 俊君） 松井委員。

○委員（松井恒雄君） ページからいくと278ページくらいなのでしょうか、市民大運動会の件なのですけれども、スポーツ振興になると思うのですけれども、胎内市になって3年、ことし3回目の運動会やったわけなのですけれども、大運動会なのなのですけれども、だんだん少子高齢化で出る町内、集落も減ってきているというような状況であるわけですし、去年もこの話が出たと思うのですけれども、今後この運動会を続けていくのか、あるいはまたこの運動会にかかわる何かを計画する考えがあるのか、その辺私もスポーツ体育協会の人からも聞かれて、議員さんもしっかりしていねばだめらねかねと言われたのだけれども、その辺今後どのようなスポーツ振興がよいのか考えているのか、もしあったらお聞かせ願いたいのでございますが。

○委員長（渡辺 俊君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） 大運動会の考え方ではありますが、当初は市民皆スポーツということで立ち上げたわけでありまして、今少子化あるいは高齢化になってきたわけでありまして、ことしの場合考えてみますと非常に子供さんも多く参加しましたし、高齢者の方々も随分出席したのではないかと、私自身思っているわけでありまして、スポーツ振興については、若い人は単一種目の競技団体いろいろ加盟しているわけでありまして、やはり市民全体として何か活動できるようなスポーツ振興、これも大事ではないかと思っているわけでありまして、これにつきましては、私だけではなくてやはり地域の体育指導員あるいは体協の皆様とスポーツ推進員もいるわけでありまして、皆さんで秋の一日を有意義な体力づくりにしていけばいいなと私思っているわけでありまして。

ただ、ほかの市町村見ますと、10月をスポーツ月間としていろいろな種目の大会やっているようではありますが、それよりもやはりみんなで子供から高齢者まで、そのスポーツ活動したほうが

私は一番いいのではないかと考えているわけでありますので、なお理解を求めながら、どういふふうな手法が一番いいか、これから研究させていただければありがたいと思っています。

○委員長（渡辺 俊君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 248ページの中学校費の中の学校田管理委託料というのが2万円ありますが、その中身についてお聞かせください。

○委員長（渡辺 俊君） 学校教育課長。

○学校教育課長（河内理助君） この学校田は黒川中学校の学校田で、面積が3,130平方メートル、ことしの場合は田植えを一応学校のほうで行いまして、あとその作業等を委託したものでございまして、苗を買ったり、耕うんをしてもらったり、水管理をしてもらったり、稲刈りしてもらったり、乾燥してもらったり、その作業委託料であります。ちょっと細かいところまで、あれなので大変申しわけありません。

それから、先ほどの赤塚委員さんのお答えしてもよろしいでしょうか。

○委員長（渡辺 俊君） はい、どうぞ。

○学校教育課長（河内理助君） 平成20年度4月に奨学金をあれしたものを、今現在貸与している方、一応29名であります。

先ほど鈴木委員さんに幼稚園の就園奨励費、すべて私立とお答えしましたけれども、1人公立のほういましたので、大変申しわけありません、訂正させてください。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 今の課長のご答弁ですと、20年度今現在で29名というのは、トータルで29名借りているということですか、ずっと過去。

○委員長（渡辺 俊君） 学校教育課長。

○学校教育課長（河内理助君） すべて毎年29名というわけではありません。その年度によって、昨年の3月31日までは39人いました。それで、10人も減ったというのは、貸した年度がいっぱい人数余計な年もあれば少ない年もあって、それがすべて統一で29人とかというわけにはいかないということであります。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 私がなぜこれを聞くかということ、私がたまたま車に乗ってましたら、ラジオで全国の日本育英会かどこか、そういう全国版の奨学金制度の話をしておりましたが、800億円を貸して20億円しか回収できなくて、80%がまだ滞納で本当に困るという、そういう放送が流れてきましたので、こういう厳しい状況下において、大変な時期において学問を志す子供さんには支援したいのはやまやまなのですが、そういうことを聞いたとき、では胎内市はということで、今回質問したのですが、それでこの貸出金の条例を見ますと12条に奨学金の貸与を受けた者は学長を経て毎学年度末学業成績書を市長に提出しなければならないという文言が提示されており



ます。これからいろいろと貸したはいいけれども、就職ができなかった、返済ができないという事案も来ると思いますので、こういういろんなこの条文をすべてマスターして貸すにしても、これを十分借りる人に熟知してもらって、こういう毎年条文がありますので、そこで本当に真剣に学業にいそんでいるのか、そういう部分を毎年審査していたならば、そういう報道されているような事案は発生しないと思うのですが、どうかこれからもこの条文をしっかりと守って借りる人、それから当然連帯保証人もおりますので、そういう人にもご指導しながら貸すように、皆さんの血税ですので、ひとつ監視のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第10款の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。第1款公債費から歳出の最後までについては一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、一括して審査を行います。

それでは、第1款公債費から歳出の最後まで説明願います。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） お疲れさまでございます。それでは、引き続きまして第1款公債費から説明を申し上げます。

283 284ページをお開きください。予算に対する支出割合は98%でありました。長期債の元利償還金と一時借入金の利息であります。長期債の元金償還額は18億117万8,265円であり、起債の発行額が14億4,830万円でしたので、起債の残高が3億5,287万円ほど減ることとなります。その結果、19年度末起債残高は183億3,611万円ほどになります。一時借入金につきましては、基金より繰りかえ運用を行ったものの利子相当分であります。

次に、285 286ページをお願いいたします。第12款諸支出金であります。予算に対する支出割合は100%であります。公共下水道事業会計、工業用水道事業会計補助金として当初予算どおり支出をさせていただきました。

次に、287 288ページ、第13款災害復旧費であります。19年度は支出はありませんでした。

次に、第14款予備費であります。289 290ページをごらんいただきたいと思います。予算に対する支出割合は95.4%であります。予備費を使用したのは39件、2,832万8,000円であります。充当先及び金額につきましては、備考欄に記載のとおりであります。主なものは、市税過誤納等還付金や要援護世帯灯油代助成金に要した経費に充てたものであります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第1款公債費から歳出の最後までについて質疑を行います。

ご質疑願います。

丸山委員。

○委員(丸山孝博君) 286 諸支出で、これ毎年同じなのですがけれども、公共下水道に4億1,186万1,000円出していますけれども、これは交付税参入されているものからいっているということで理解していいのか、この金額というのはどういう根拠になってこの数字が出ているのか伺いたいと思います。

○委員長(渡辺 俊君) 財政課長。

○財政課長(熊倉利伸君) 公共下水道事業会計補助金、工業用水もそうなのでありますけれども、当初予算時に下水道会計なり工業用水会計が予算を組みます。そのときに不足する額を一般会計から入れるということでありませう。

○委員長(渡辺 俊君) 丸山委員。

○委員(丸山孝博君) そうすると、毎年同じ額が不足するというふうになるのですか、18年度も同じ額。

○委員長(渡辺 俊君) 財政課長。

○財政課長(熊倉利伸君) この額については、今ほど言ったように不足する額ということでありまして、これが毎年同じ額、たまたま同じだったかもしれませんが、これは毎年同じだということではありません。

○委員長(渡辺 俊君) 丸山委員。

○委員(丸山孝博君) 不足する額ということではなくて、交付税参入に絡む数字というのは入っていないのですか。

○委員長(渡辺 俊君) 財政課長。

○財政課長(熊倉利伸君) 普通交付税の基準財政需要額に参入されたものはありますけれども、それにこだわっているわけではありません。

○委員長(渡辺 俊君) 丸山委員。

○委員(丸山孝博君) そうすると、交付税参入にかかわるものよりも多く一般会計から出ているというふうに解釈していいわけですか。

○委員長(渡辺 俊君) 財政課長。

○財政課長(熊倉利伸君) 19年度に関しては交付税の基準財政需要額よりも繰り出した額というのは少ないです。

○委員長(渡辺 俊君) 丸山委員。

○委員(丸山孝博君) 本来というか、公共下水道事業はご承知のように大変厳しい事業でもありながら、一般会計から今課長が言われるように交付税で見込まれる額よりも少ない額しかやっていないということは問題ではないかと思うのですが、実際には何%ぐらいなのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） 済みません、今ちょっと資料持ち合わせていないので、後で報告させていただきます。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で款ごとの歳出の質疑を打ち切ります。

次に、歳入の第1款市税について説明願います。

執行部来ておりませんので、暫時休憩いたします。

午後 3時28分 休憩

---

午後 3時34分 再開

○委員長（渡辺 俊君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） 前に丸山委員の保留しておりました金額について報告申し上げます。

19年度の公共下水道事業会計の基準財政需要額でありますけれども、4億6,872万1,000円であります。実際に繰り出した額と比較しますと88%になります。

以上であります。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 本来不足する額ということをお願いしながら、9割を超える額しか出さないというのは、公共下水道事業そのものも大変なのに、さらに公共下水道での負担がやはり増えるということからして、本来の100%に戻すということについての考え方ということにはならないのですか。一般会計も大変だ、公共下水道も大変だ、だけれども話し合いの中で88%にしたということにはなるのでしょうかけれども、これはどっちがいいかということになれば、本来出すべき金はきちっと出すというやり方にすべきだと思うのですが、これはいつごろからこういう傾向になっているのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） いつごろかということはおそらくわかりませんが、私の知っている範囲では需要額より多く出した年はありません。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、歳入の第1款市税について説明願います。

須貝税務課長。

○税務課長（須貝吉雄君） それでは、歳入の第1款市税についてご説明いたします。

事項別明細書の19ページから22ページをごらんください。市税全体の決算額は4億1,115万9,000円で、前年度と比較しますと2億8,734万2,000の増で、率にして7.5%の増でありました。

歳入全体に占める市税の割合は27.5%となっております。

税目別に見ますと、1項市民税は16億9,106万2,000円で2億7,565万2,000円の増でありました。このうち1目個人市民税は11億8,268万2,000円で、前年度より3億1,907万9,000円、率にして36.9%の増でありました。これは、税制改正による所得税から個人市民税への税源移譲や定率減税の廃止等により増加したものであります。

また、2目法人市民税につきましては、昨年の後半から景気が後退局面に入ったことにより4,343万円、率にして7.9%減の5億838万円となっております。

2項1目の固定資産税は、前年度比3%増の20億7,114万8,000円でありました。現年課税分の内訳として、土地は前年とほぼ同額でございますが、家屋については8億1,190万1,000円で、前年度より878万9,000円、率にして1.1%の増であり、これにつきましては新築、増築等の増によるものであります。償却資産については、会社の資産の廃棄、移動等により5億4,779万1,000円で、前年度より446万2,000円、率にして0.8%の減であります。軽自動車税は7,333万9,000円で、前年度より264万円、率にして3.7%の増でありました。これにつきましては、台数全体で92台の増加で、特に最近では軽4輪乗用自動車が増加したことによるものです。市たばこ税は、前年度比で3.3%、税額で653万1,000円の減で1億8,964万9,000円でありました。これについては、喫煙者が年々減少していることによるものであります。鉱産税は7,153万7,000円で15.6%、税額にして965万3,000円の増でございます。これについては、原油高によるものであります。次ページの入湯税につきましては、1,442万4,000円で1.1%の減となっております。

不納欠損額につきましては、市税全体で3,128万円ですが、主なものとして固定資産税の滞納繰越分で、2,622万円でございます。欠損の要因としまして、倒産による会社解散及び競売により資産なしとなった企業の固定資産税債権の即時消滅、また死亡、相続放棄、居所不明等により徴収することができないことが明らかであるものについて処理したものであります。徴収率につきましては、特に懸念しておりました税源移譲等により増額した個人市民税も前年度比より0.1ポイントダウンしたものの、市税全体での現年度分で98.66%、滞納繰越分で18.79%、合計で94.60%と前年より0.1ポイントアップいたしました。

以上、簡単ではありますが、市税についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第1款市税について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 20ページの上段の市民税の一番最後の未収額、滞納額なのですが、昨年18年度が現年課税分ということで、聞いた話では420人で1,500万円ぐらいだったのです。19年度になると700万円ぐらい増えているという実態でございますが、この700万円増えたという部分をどう考えておられるのか、またその処理をどういうふうな形で滞納者に対して処理するというふうにお考えなのか、教えてください。

○委員長（渡辺 俊君） 税務課長。

○税務課長（須貝吉雄君） ただいまの件でございますけれども、調定で3億2,600万円増えまして、収入が3億1,900万円、その差700万円が未済になったということでございます。これは、あくまでも税源移譲により所得税から住民税、市民税に移管された分、税源移譲された分の差といえますか、調定も増えたわけですけれども、その分未納も増えたということでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 不納欠損額というふうなことになりますと、みんな個々でいろいろ努力はしているけれども、支払えないというふうなことで解釈すれば一番いいのかもしれませんが、不納欠損処分5年だと思うのですが、その前にどのような徴収方法なり徴収率を上げるための方策をとられているのか、お聞かせください。

○委員長（渡辺 俊君） 税務課長。

○税務課長（須貝吉雄君） ただいま欠損について5年というふうにおっしゃられましたけれども、5年の時効もありますけれども、その前に法第何条と言ってもちょっとあれですけれども、15条の7第4項には失効停止ということで、失効停止して3年経過して消滅というようなものと、あと15条の7の第5項につきましては、例えば即時消滅なのですけれども、滞納者が死亡したり、あるいは相続人もいないというような法に基づいて処分しているわけなのでございます。あとおっしゃられました滞納整理にどういう対応しているかということでございますけれども、19年から私ども収納係員2名ほど増員になったわけでございますけれども、税務課及び国保担当課、国保税も含めてですけれども、訪問相談を受けたり、例えば戸別訪問も、4月16から20日の間に3班に分かれて457人に対して戸別訪問を行ったりしてしまして、あと当然納期限に納めなければ督促状いくわけですけれども、督促状を発してから、督促状は納期限後20日以内に発送するわけですけれども、督促状発送してから10日以内にまだ納めないというようなことがあれば、その滞納者に催告書を送付し、なおかつ差し押さえの予告をやっているわけでございます。そして、予告に基づいて本人からいろいろお話し来るわけでございますけれども、そのときには相手に対して、例えば分割納付でもよしいから毎月計画的に少しずつでも納めてくださいというような、そういう誓約書ですか、そういうのを交わしたりして、何とか納めてもらうようにお話ししているわけでございます。

以上でございますけれども。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 済みません、ちょっと説明わかりにくかったのだけれども、では昨年で預貯金とか土地の差し押さえをした件数は何件なのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 税務課長。

○税務課長（須貝吉雄君） 19年度におきましては、すべて預貯金の差し押さえでありますけれど

も、人員にして60人、件数は80件、滞納税額は1,447万円でございます。そのうち、各金融機関調査して、配当あった額は1,447万円のうち70万3,000円でございます。

以上です。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第1款の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。第2款地方譲与税から第10款地方交付税までについては一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、一括して審査を行います。

それでは、第2款地方譲与税から第10款地方交付税までについて説明願います。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） それでは、引き続きまして歳入の第2款地方譲与税から第10款の地方交付税まで説明をさせていただきます。

23ページ、24ページ、第2款地方譲与税につきましては、前年度と比較しますと2億5,300万、57.8%と大幅な減になっております。これは、税制改正におきまして所得税から個人市民税への税源移譲に伴い、所得譲与税が廃止となったためであります。

次に、25ページ、第3款利子割交付金から35ページの第8款自動車取得税交付までにつきましては、前年度と比較しましておのおの増減はあるものの全体として1,015万円ほどの減となりました。

次に、37、38ページ、第9款地方特例交付金につきましては、前年度より6,098万3,000円、66.3%の減となりました。これは、恒久減税分が廃止となったことに伴い、大幅な減額となったものであります。

次に、39、40ページ、第10款地方交付税であります。普通交付税につきましては、前年度と比較しまして2億5,195万円、6.7%の減となりました。これは、国の予算の圧縮に伴います基準財政需要額の減と基準財政収入額が増になったのが主な要因であります。

特別交付税につきましては、前年度と比較しまして2,704万7,000円、4.8%の、これも減となりました。これは、市町村合併関連に関するものが減少したことが主な要因であります。

以上、第2款から10款までご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第2款地方譲与税から第10款地方交付税までについて質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第2款から第10款までの質疑を打ち切り

ます。

お諮りいたします。第1款交通安全対策特別交付金から歳入の最後までについては一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、一括して審査を行います。

それでは、第1款交通安全対策特別交付金から歳入の最後までについてご説明願います。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） それでは、引き続きまして41、42ページの第1款交通安全対策特別交付金以降についてご説明を申し上げます。

交通安全対策交付金については、前年度と大きく変わってはおりません。

次に、43、44ページをお願いいたします。第1款分担金及び負担金であります。前年度と比較しまして76万5,000円ほど減となりました。これは、入園児保育料負担金や広域入所負担金が減少したこと主な要因であります。

次に、45、46ページ、第13款使用料及び手数料であります。前年度と比較しまして1,40万4,000円ほど減となりました。これは、老人福祉施設使用料や省エネハウスの廃止に伴う施設使用料の減が主な要因であります。

次に、53、54ページをお願いいたします。第14款国庫支出金であります。前年度と比較しまして2億5,35万円ほど増となりました。主な要因でありますけれども、55、56ページの2項4目1節消防費国庫補助金でまちづくり交付金、2項6目1節総務費国庫補助金で市町村合併推進体制整備補助金を受けたことが主な要因となっております。

次に、59、60ページ、第15款県支出金であります。前年度と比較しまして1億3,190万2,000円ほど増となりました。1項1目1節社会福祉費県負担金で介護給付費等負担金や1項1目2節児童福祉費県負担金で保育所等運営費負担金の増、それから61、62ページ、2項4目1節農業費県補助金、63、64ページ、3項1目3節の選挙費県委託金などの増が主な要因であります。

次に、第16款財産収入であります。67、68ページをごらんいただきたいと思います。前年度と比較しまして5,054万6,000円ほど増となりました。これは、自動車運送事業で使用していたバスの売却したためのバスの売却代金が主な要因となっております。

次に、69、70ページ、第17款寄附金であります。前年度と比較しまして448万5,000円ほど増となっております。一般寄附金、教育費寄附金が増えて、農林水産業費寄附金が減っております。

次に、第18款繰入金であります。71、72ページをお願いいたします。前年度と比較しまして1億7,539万6,000円ほど減となっております。財源確保や特定目的のために取り崩した基金は5基金、1億6,410万円であります。

また、2項特別会計繰入金は電算処理に係る経費や前年度精算金が主なものであります。

次に、77、78ページ、第19款繰越金であります。前年度からの繰越金は9億857万9,835円でありました。前年度と比較しまして4億6,266万1,342円の増となりました。

次に、第20款諸収入であります。79、80ページをお願いいたします。前年度と比較しまして1億6,742万円の減となりました。主な要因は、自動車運送事業会計清算金や老人福祉施設通所介護報酬がなくなったのが主な要因となっております。

次に、最後になりますが、91、92ページ、第2款市債についてであります。19年度は、14億4,830万円ほど借入れを行いました。歳出の公債費のところでも申し上げましたが、起債の償還額が18億11万8,000円ほどでしたので、起債残高が3億5,28万円ほど18年度末より減少したことになります。

8目の合併事業債についてであります。19年度は、8事業に充当いたしました。合併特例債の借入れは、7億8,790万円でありました。合併特例債の発行済み額は基金造成分を含めまして14億640万円ほど発行したことになります。

長くなりました。以上で歳入の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第1款交通安全対策特別交付金から歳入の最後までについて質疑を行います。ご質疑願います。

丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 13款の使用料及び手数料の中で、間違っていたら指摘してもらいたいのですけれども、去年のたしか第1回定例会か第2回定例会で胎内リゾートの共通利用券が条例化されたと思うのですけれども、これについての収入というのはどこに入っているのかが1件。

それから、48ページ、土木使用料の住宅使用料の中に農集住宅使用料というのが643万8,700円ありますが、この内容について伺いたい。

それから、49、50の中の行政財産目的外使用料がありますが、26万6,838円あるのですが、去年と比べるとほとんどのところで増えていますが、これは何か見直しがあったのかどうか、去年の金額と約倍になっています。内容について伺いたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） ただいまご質問ありました47ページの土木使用料の農集住宅使用料でございますが、これにつきましては旧黒川村地区のほうの災害後におきまして建設いたしました農集住宅がございますので、その使用料ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 各施設の共通利用券の件ですが、それについては48ページ、8目教育使用料の中の3節社会教育使用料の備考欄の一番下の展観施設共通使用料と、この中に全部含まれております。



○委員長（渡辺 俊君） 財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） 行政財産の件でありますけれども、詳細はちょっとわからないのでありますけれども、行政財産でありますので、各課で行政財産で管理しているわけでありまして。これにつきましては、それこそ電柱の使用料からいろいろあるわけでありまして、直接料金等を変えたわけではありませぬので、そこらあたりでそうだったかと思っております。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 今の答弁ですけれども、去年が124万5,414円なので、項目がほとんど中身変わっていないのだけれども、数字だけが26万円になっているので、どうなのかなという素朴な疑問でありました。

それから、さっきの農集住宅使用料、これは何件で幾らで、条例上どうなっていますか。

○委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） 今調べますので、ちょっとお待ちください。後ほど説明させていただきます。

○委員長（渡辺 俊君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 88ページの7節の土木費雑入の未済額1,262万4,748円、この中身についてちょっと教えていただけますか。

○委員長（渡辺 俊君） 財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） 土木費雑入の1,262万4,748円の内訳ということです。これは、本町地区沿道区画整理事業清算金収入の未納額でありまして、これが727万248円、それとずっと下のほうにあります契約解除違約金、これが535万4,500円であります。

○委員長（渡辺 俊君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） その本町の部分の70万円何がしというのは何人ぐらいいるのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） 本町の沿区につきましては、現在4名でございます。

先ほど丸山さんからの農集住宅の件数でございますが、104戸でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） これは、ちょっと割り返すとわかるのだからわかりませんが、幾らなので、5,000円くらいかな。条例に基づいていると思うのですが、ちょっとそこら辺についても聞きたいと思っております、金額。

○委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） これは、農集住宅の条例に基づいて徴収しているものでございます。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で款ごとの歳入の質疑を打ち切ります。

それでは、これより認定第1号の各款に共通する事項について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は明日午前10時から認定第2号から認定第12号までの質疑を行います。質疑の順序を変更させていただきたいので、議会事務局長に説明していただきます。

局長。

○議会事務局長（渡辺 忍君） 明日の審査の関係でございますけれども、これから言う内容の記載されたものを配付しますので、それから説明させていただきます。

大変急なお願いで申しわけございませんけれども、明日の関係の資料を配らせていただきました。色塗りされているところが変更後のものでございます。はっきり言いまして、国民健康保険事業から公共下水道事業、それから一番下の簡易水道事業について変更させていただきます。色を塗られたほうの予定でやらせていただくということでございます。担当課長のところでご不幸がありまして、急遽このように日程調整させていただきました。ご迷惑かもしれませんが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） このように変更させてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） では、よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時08分 散会